

平成18年度

河川局関係  
予算概算要求概要

平成17年8月

国土交通省河川局

## 目 次

1 . 平成 1 8 年度河川局関係予算概算要求の基本方針 . . . . .	1
2 . 平成 1 8 年度河川局関係予算概算要求総括表 . . . . .	3
3 . 河川行政の新たな展開 . . . . .	7
(1)人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消 . . . . .	7
(2)確実に減災効果を確保するための多様な手法の導入 . . . . .	1 2
(3)地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立 . . . . .	1 4
(4)広域的な危機管理体制の構築 . . . . .	1 5
(5)かわまちづくりの推進 . . . . .	1 6
(6)エコロジカルネットワークの再生 . . . . .	1 7
(7)その他の取り組み . . . . .	1 8
4 . 効率的、効果的な事業の実施 . . . . .	2 0
○耐久性・効率性等を重視した施設・部材の整備・管理基準の充実 . . . . .	2 1
○コスト構造改革の推進 . . . . .	2 1
○ダム事業改革の取り組み . . . . .	2 3
5 . 政策評価及び個別公共事業の評価 . . . . .	2 4
6 . 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費） . . . . .	2 7
7 . 税制関係 . . . . .	2 8
8 . 豪雨災害対策緊急アクションプランの実施状況 . . . . .	2 9
<b>(参考資料)</b>	
1 . 災害に対して非常に脆弱な国土構造 . . . . .	3 1
2 . 昨年の水害・土砂災害の特徴 . . . . .	3 5
3 . 新潟県中越地震 . . . . .	3 8
4 . 森林の水源涵養機能について . . . . .	4 0
5 . 世界的な水問題への取り組みについて . . . . .	4 1
6 . 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」 (平成 1 7 年 6 月 2 1 日閣議決定) 抜粋 . . . . .	4 2
7 . 国土交通省政策評価基本計画に基づく政策目標毎の予算 . . . . .	4 3
8 . 活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野 . . . . .	4 4
9 . 直轄・補助別事業費・国費総括表 . . . . .	4 5

## 1 . 平成 1 8 年度河川局関係予算概算要求の基本方針

- 気候変動の影響等により、集中豪雨等による被害が増加傾向にあり、今後さらに、昨年度のような人命・財産に甚大な影響を及ぼす災害が増加するおそれがあることから、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策等を展開
- 「基本方針2005」において、政府の重要課題として、「国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的責務」であり、「治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」と明記されており、確実な成果が得られるよう防災・減災対策を実施
- ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を強力に推進

### I 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

重点4分野の目的を達成すべく、限られた投資余力の中で、増大する災害対策の必要性に効率的・効果的に対処するため、まずは深刻度の高い被害だけは早急に解消することとし、これまで以上に防災・減災対策を厳選して重点実施

- 人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施
- 人命被害に直結するほどの内水被害の解消を図る事業の創設
- 重要沿岸域における緊急的な津波対策の推進
- 避難場所や避難路の整備と既設避難場所等の安全確保
  - ・ 津波避難施設等を整備する事業の拡充
  - ・ 安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進

### II 確実に減災効果を確保するための多様な手法の導入

これまでの画一的な手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保するための防災・減災対策を徹底して採用

土地利用の状況や計画と一体となった効率的・効果的な治水対策推進制度の創設

既存ストックの徹底的な有効活用

- ・ 既設遊水地等の運用最適化のための施設改良事業の拡充
- ・ 既設ダム利水容量の治水容量への活用方策の創設

### Ⅲ 地域の防災力(自助・共助)の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化の進展等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う危機意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達等により地域の自助・共助の再生を支援

災害時の的確な行動に役立つ、洪水・土砂災害・津波等の各種ハザードマップの緊急的作成支援

画像情報等のわかりやすい防災情報の収集・伝達体制（地域防災情報ネット）の確立

- ・ 光ファイバ網を市町村等に接続し、防災情報を双方向で収集・提供（地方のデジタルデバイドの解消にも寄与）
- ・ 画像等の提供情報のビジュアル化

### Ⅳ 広域的な危機管理体制の確立

大規模災害が発生した場合を想定し、円滑な復旧活動等が行えるよう統一的な指揮・命令系統での危機管理体制を早急に確立

災害時の資機材等の広域的な配備計画、行動計画の策定

配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策用機械の配備

緊急時の情報収集空白域への防災ヘリコプターの配備

### Ⅴ その他

的確な管理を行うための必要な管理レベルを定めた維持管理基準の策定

事業評価の徹底

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を厳選。

コスト構造改革の推進

「国土交通省コスト構造改革アクションプログラム」に基づき、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減対策を推進

2-1. 平成18年度 河川局関係予算概算要求総括表

区 分	平成18年度	
	事業費 (A)	国費 (B)
国土基盤河川	765,734	545,542
地域河川	( 443,655 ) 397,760	( 236,835 ) 212,288
砂防	( 253,324 ) 252,740	( 163,614 ) 163,297
急傾斜地崩壊対策	( 47,473 ) 47,351	( 23,999 ) 23,938
総合流域防災	( 151,881 ) 149,551	( 77,778 ) 76,485
海岸	42,040	28,271
機械	4,130	2,335
(独)土木研究所	1,528	1,528
小 計	( 1,709,765 ) 1,660,834	( 1,079,902 ) 1,053,684
(再掲)		
治山治水	1,592,591	1,015,599
治水	1,476,195	950,401
海岸	42,040	28,271
急傾斜地崩壊対策等	74,356	36,927
都市水環境整備事業	68,243	38,085
特定治水施設等整備事業	48,931	26,218
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	13,166	7,367
下水道関連特定治水施設整備事業	35,765	18,851
計	1,709,765	1,079,902
災害復旧関係事業	64,561	51,263
災害復旧	45,444	37,497
災害関連	19,117	13,766
合 計	1,774,326	1,131,165

- (注) 1. 国費は一般会計ベースである(剰余金等を含まない)。前年度国費の[ ]書きは前年度剰余金等を含む。  
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403百万円、前年度49,076百万円)国費  
3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。  
5. 「国土基盤河川」の事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度6,993百万円がある。

(単位：百万円)

前年度		倍率	
事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
709,320	[ 504,537 ] 495,804	1.08	[ 1.08 ] 1.10
( 409,911 ) 367,866	( 217,581 ) 195,364	( 1.08 ) 1.08	( 1.09 ) 1.09
( 232,433 ) 231,835	[ 148,508 ] ( 147,118 ) 146,801	( 1.09 ) 1.09	[ 1.10 ] ( 1.11 ) 1.11
( 44,741 ) 44,619	( 22,621 ) 22,560	( 1.06 ) 1.06	( 1.06 ) 1.06
( 149,085 ) 146,755	( 72,928 ) 71,763	( 1.02 ) 1.02	( 1.07 ) 1.07
39,181	25,818	1.07	1.10
1,762	1,033	2.34	2.26
1,448	1,448	1.06	1.06
( 1,587,881 ) 1,542,786	[ 971,031 ] ( 984,351 ) 960,591	( 1.08 ) 1.08	[ 1.09 ] ( 1.10 ) 1.10
1,482,930	927,474	1.07	1.10
1,372,995	866,268	1.08	1.10
39,181	25,818	1.07	1.10
70,754	35,388	1.05	1.04
59,856	33,117	1.14	1.15
45,095	23,760	1.09	1.10
13,110	7,367	1.00	1.00
31,985	16,393	1.12	1.15
1,587,881	984,351	1.08	1.10
61,490	49,847	1.05	1.03
45,795	38,692	0.99	0.97
15,695	11,155	1.22	1.23
1,649,371	1,034,198	1.08	1.09

(平成18年度26,600百万円、前年度26,600百万円)を含んだ額である。

「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。

## 2 - 2 . 河川局関係予算概算要求総括表(成果目標別)

区 分	平成18年度	
	事業費 ( A )	国 費 ( B )
水害対策費	( 985,282 ) 950,570	( 638,562 ) 619,622
土砂災害対策費	( 266,746 ) 266,040	( 165,259 ) 164,881
海岸保全対策費	( 29,766 ) 29,766	( 20,916 ) 20,916
生活環境整備費	( 152,450 ) 141,562	( 96,080 ) 90,621
自然環境保全・整備費	( 122,113 ) 121,817	( 79,779 ) 79,631
総合流域防災対策費	( 151,881 ) 149,551	( 77,778 ) 76,485
研究開発費	( 1,528 ) 1,528	( 1,528 ) 1,528
小 計	( 1,709,765 ) 1,660,834	( 1,079,902 ) 1,053,684
(再 掲) <b>治 山 治 水</b>	1,592,591	1,015,599
治 水	1,476,195	950,401
海 岸	42,040	28,271
急傾斜地崩壊対策等	74,356	36,927
<b>都市水環境整備事業</b>	68,243	38,085
<b>特定治水施設等整備事業</b>	48,931	26,218
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	13,166	7,367
下水道関連特定治水施設整備事業	35,765	18,851
計	1,709,765	1,079,902
災害復旧関係事業	64,561	51,263
災 害 復 旧	45,444	37,497
災 害 関 連	19,177	13,766
合 計	1,774,326	1,131,165

(注) 1. 成果目標別及び「治山治水」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403  
26,600百万円))を含んだ額である。  
2. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

(単位：百万円)

前 年 度		倍 率	
事 業 費 ( C )	国 費 ( D )	事業費 ( A / C )	国 費 ( B / D )
( 885,181 ) 854,170	( 564,999 ) 548,314	( 1.11 ) 1.11	( 1.13 ) 1.13
( 244,389 ) 243,669	( 148,672 ) 148,294	( 1.09 ) 1.09	( 1.11 ) 1.11
( 27,121 ) 27,121	( 18,571 ) 18,571	( 1.10 ) 1.10	( 1.13 ) 1.13
( 164,344 ) 153,310	( 104,192 ) 98,660	( 0.93 ) 0.92	( 0.92 ) 0.92
( 116,314 ) 116,314	( 73,541 ) 73,541	( 1.05 ) 1.05	( 1.08 ) 1.08
( 149,085 ) 146,755	( 72,928 ) 71,763	( 1.02 ) 1.02	( 1.07 ) 1.07
( 1,448 ) 1,448	( 1,448 ) 1,448	( 1.06 ) 1.06	( 1.06 ) 1.06
( 1,587,881 ) 1,542,787	( 984,351 ) 960,591	( 1.08 ) 1.08	( 1.10 ) 1.10
1,482,930	927,474	1.07	1.10
1,372,995	866,268	1.08	1.10
39,181	25,818	1.07	1.10
70,754	35,388	1.05	1.04
59,856	33,117	1.14	1.15
45,095	23,760	1.09	1.10
13,110	7,367	1.00	1.00
31,985	16,393	1.12	1.15
1,587,881	984,351	1.08	1.10
61,490	49,847	1.05	1.03
45,795	38,692	0.99	0.97
15,695	11,155	1.22	1.23
1,649,371	1,034,198	1.08	1.09

百万円、前年度49,076百万円) 国費(平成18年度26,600百万円、前年度



### 3. 河川行政の新たな展開

#### (1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

近年の気候変動の影響等により、集中豪雨や台風等による災害が全国各地で多発している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築することが必要である。

#### 人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水被害を緊急的に軽減

人命被害や元通りの生活を取り戻すことが容易でない壊滅的な被害をもたらす床上浸水被害を緊急的に軽減する対策を重点実施。

平成16年は、過去最多となる10個の台風が上陸し、全国で延べ4万4千戸の床上浸水被害が発生。

これらの災害に対する緊急対策として、実施している激特事業、復緊事業等による再度の災害発生防止対策に対する重点投資を実施



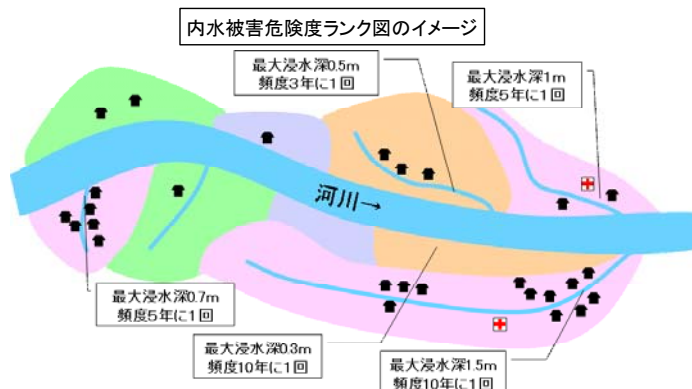
【床上浸水を緊急に解消すべき戸数：約9万戸（H14）→約6万戸（H19）】

#### 戦略的な内水被害軽減対策の実施 新規

外水河川は、破堤による被害が甚大であることや内水の受け皿となることから、これまでは、外水対策が優先され内水対策は被災箇所への対応が中心であったが、近年の集中豪雨等により、内水被害による死者の発生や避難活動への影響が懸念されており、内水対策が急務となっている。このため、内水被害の危険地域を検証し、河川管理者と地元自治体が共同してハードとソフトの対策を一体的に行うことにより、効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施する。

##### ①内水被害危険度ランク図の作成

内水対策を実施しようとする河川管理者（外水及び内水河川の管理者）は、地形特性や降雨特性から浸水頻度や浸水深を想定して、「内水被害危険度ランク図」を作成。



##### ②緊急的に実施する地区の決定

内水被害危険度ランク図を基に、内水被害状況、避難計画や防災情報の収集・伝達体制等の地域防災力向上に関する取組状況も考慮し、内水浸水被害対策を緊急的に実施する地区を決定。

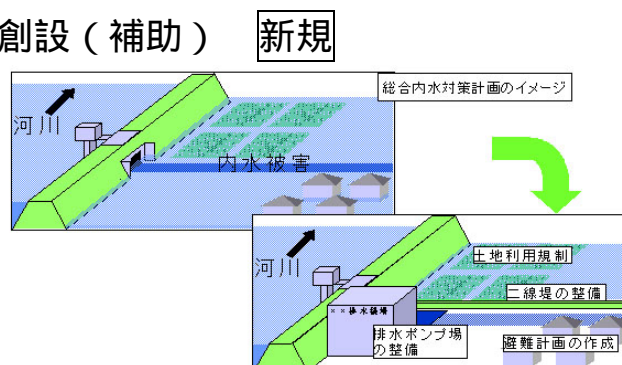
### ③総合内水対策計画の策定

内水対策を戦略的に行うため、国と地方が連携してハード整備とソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、おおむね5年間で内水浸水対策を実施。

- ・ハード整備：ポンプ、貯留施設、二線堤（輪中堤）等の整備計画
- ・ソフト対策：避難計画、ポンプの運転調整ルールの設定、土地利用規制等

### 総合内水対策緊急事業（仮称）の創設（補助） 新規

効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施するため、総合内水対策計画に基づき、河川管理者が実施するハード対策について重点投資を行う「総合内水対策緊急事業」を創設。



### 安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進

平成16年に、避難場所に避難している住民が土砂災害により被災した事例があったため、避難場所の総点検を実施。地形条件等により土砂災害の危険のない場所に避難場所を設定することが困難な場合は、避難場所を保全する土砂災害対策を重点的に実施。

あわせて、避難場所まで確実に到達できる安全な避難経路を関係機関と連携して集中的に整備し、また、情報通信の二重化を図るなど集落が孤立化した場合も含め地域の安全を確保。



避難場所が被災した事例（香川県）

### 砂防関係事業の拡充 新規

砂防えん堤等のハード施設の新規採択にあたっては、原則として危険箇所の公表や土砂災害情報等の伝達方法を市町村地域防災計画へ規定するなどのソフト対策が実施済であることを義務付け。

あわせて、保全対象に避難場所を含む土砂災害危険箇所について、保全対象が避難場所のみであっても採択できるよう事業制度を改正。

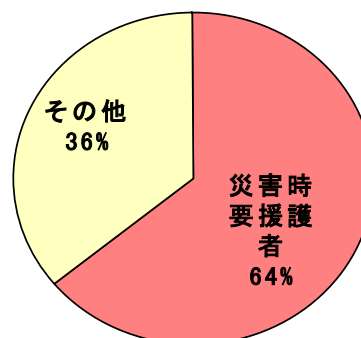
※砂防関係事業：砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業

## 災害時要援護者を守る土砂災害対策

高齢者等の災害時要援護者は、災害時に迅速な避難行動が困難であり、平成16年に発生した土砂災害においても、犠牲者に占める災害時要援護者の割合は6割以上にのぼった。よって、災害時要援護者の対策は急務であり、ハード対策として砂防えん堤等を重点的に整備し、老人福祉施設等の災害時要援護者関連施設の安全を確保する。（警戒避難体制の充実のために、土砂災害防止法を一部改正し、これら施設への土砂災害情報伝達を義務化したところ。（改正法施行：H17年7月））

災害時要援護者の割合

・平成16年の土砂災害による死者61名の内、約6割が災害時要援護者



※災害時要援護者とは、65歳以上の高齢者や幼児をさす。

【土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設 約3,100施設（H14） 約4,100施設（H19）】

## 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震や活断層に起因する地震による土砂災害対策等

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施。

また、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等も重点的に実施。

## 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の拡充 新規

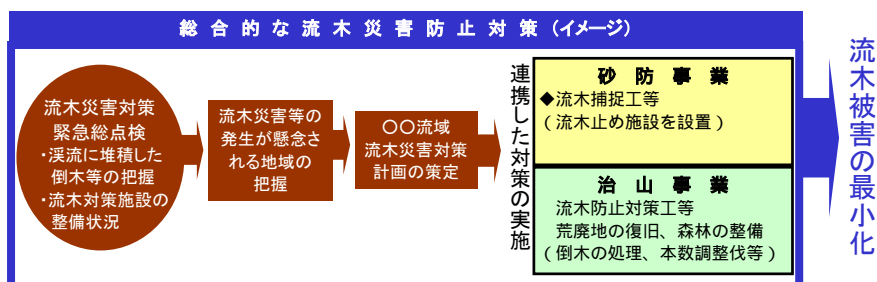
新たな住宅宅地供給が見込まれる土地を保全する土砂災害対策だけでなく、大規模地震の強化区域等における既存住宅や宅地等の耐震化にあわせて、それらの住宅等を保全する土砂災害対策にも適用できるよう事業を拡充。

また、住宅供給の見込みがある地域を守るダムについても適用できるよう事業を拡充。

## 総合的な流木災害防止対策の推進

H16年度は度重なる台風の上陸等により、流木を伴う土砂災害が全国各地で相次いだ。土砂とともに森林等から発生した大量の流木が下流部の集落などに被害を与える事例が多発し、流木災害対策が急務となっている。

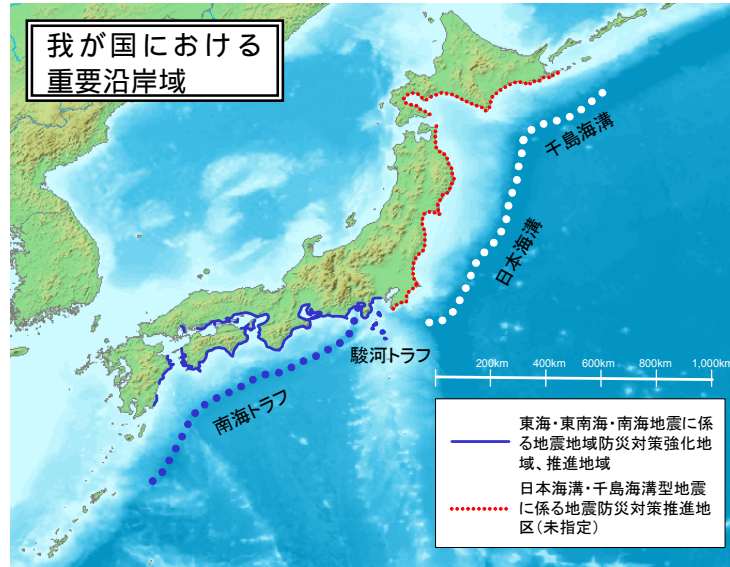
このため、流木災害の発生が懸念される地域において、上流部における危険木等の処理や下流部における流木を捕捉する施設の設置など、治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策を行う。



## 東海地震、東南海・南海地震等に対する緊急津波対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴い津波が来襲するおそれがある重要沿岸域において、避難対策と既存施設の機能確保を概ね5年間で緊急的に実施する。

- ・ 重要沿岸域において津波浸水想定区域調査を完了。
- ・ 地域中枢機能集積地区については、開口部対策を完了。



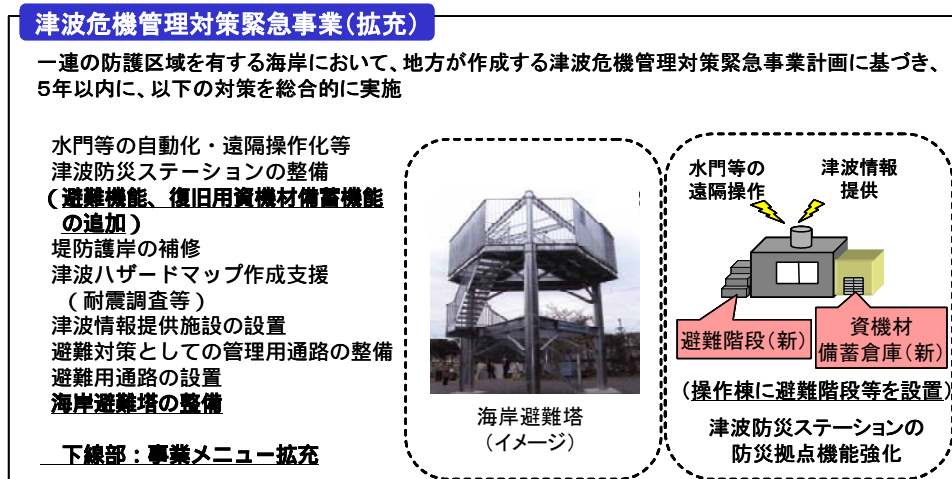
## 津波避難地・避難路等の総合整備の緊急実施

重要沿岸域等においてエリアを定め、避難対策を緊急的に実施。

- ・ 計画に基づき関係事業（海岸、河川、道路、都市公園、港湾等）を緊急的に実施し、津波ハザードマップ作成とあわせて概ね5年間で避難困難地を解消
- ・ 海溝型地震による甚大な津波被害に備えて、ハード・ソフト一体的な津波対策を強化

## 津波危機管理対策緊急事業の拡充（補助） 新規

海岸利用者の確実な避難のため、津波危機管理対策緊急事業を拡充し、海岸避難塔の整備、津波防災ステーションにおける避難スペースの確保や復旧用資機材の備蓄といった防災拠点機能の強化を図る。



## 高潮・高波による壊滅的被害防止対策の緊急実施

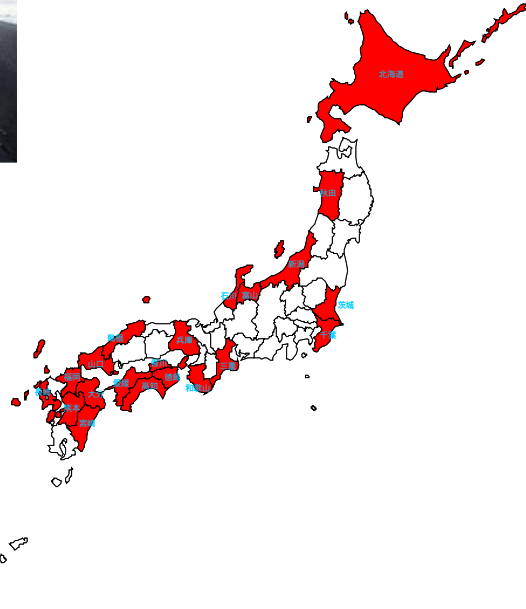
これまでの海岸災害では経験のない菜生海岸の被災を教訓として、全国緊急点検を実施した結果、この海岸と同様に人的被害を含む甚大な被害が生じるおそれのある危険地区を概ね5年間で緊急的に解消すべく施設の強化・補修等を実施。



【高知県菜生海岸の被災状況】

※昨年の台風23号では、計画波高を超える観測史上最大の高波が高知県菜生海岸を襲い、堤防が約30mにわたって倒壊・流失し、家屋13棟が被災、3名が死亡、4名が負傷

【緊急対策該当道県】



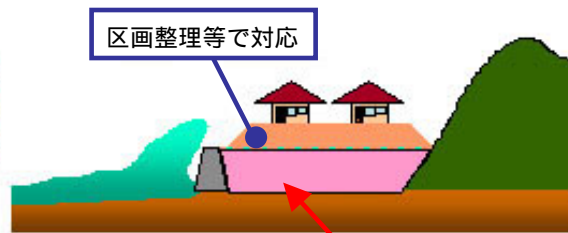
## 海岸緊急防災対策事業（仮称）の創設 新規

山と海に囲まれた狭隘な地区で、堤防を嵩上げすると越波した海水が滞留し、被害が拡大する恐れがある箇所において、堤防嵩上げに代わり、地盤を嵩上げする制度を創設する。

山と海に囲まれた狭隘な地区では  
堤防嵩上げが困難



想定越波量による滞留被害軽減のための  
地盤嵩上げ事業を実施！



区画整理等に対応

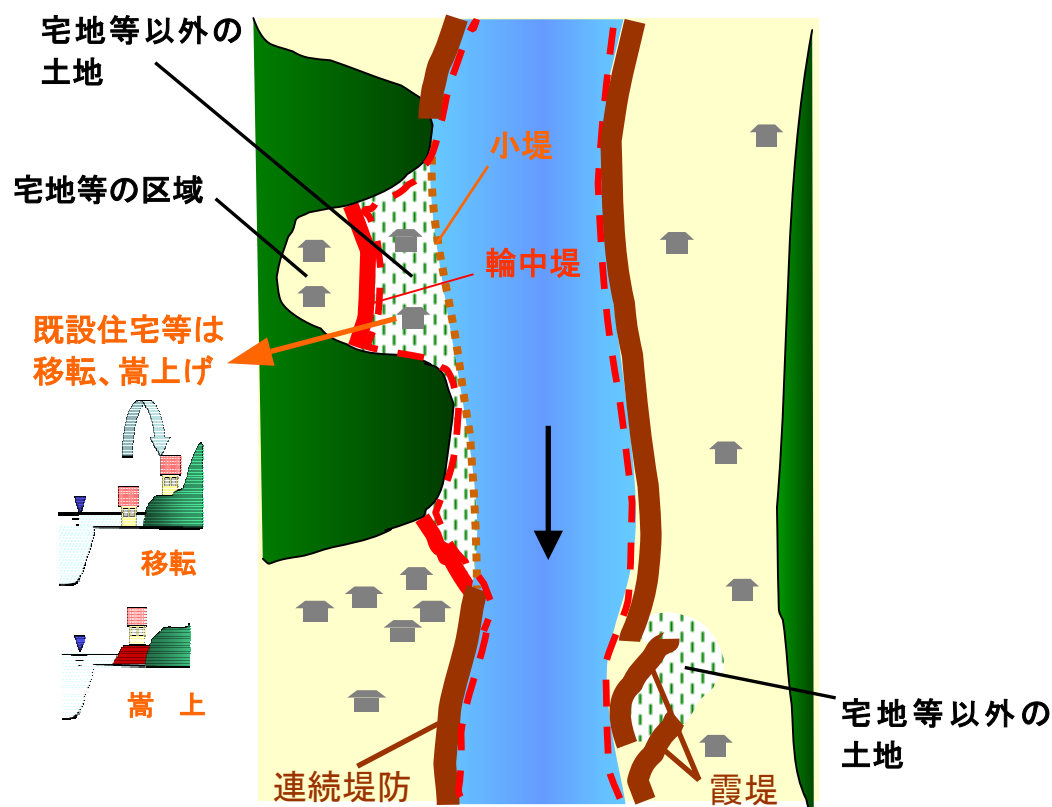
海岸緊急防災対策事業（仮称）に対応

## ( 2 ) 確実に減災効果を確保するための多様な手法の導入

河川等の整備は年々着実に向上しているものの、未だ十分な水準は達成されていない状況下で、災害からの安全度を早期に向上させるためには、土地利用状況や既存の施設の運用状況等も考慮し、これまでの整備手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保することができる防災・減災対策を徹底して採用。

### 土地利用状況を考慮した効率的・効果的な治水方策の構築

集中豪雨の頻発等を踏まえ、災害に対する安全度を確実にかつ早期に向上させるため、これまでの連続堤方式では整備が取り残されている地域において、土地利用状況も踏まえつつ、従来の画一的な施設整備での防御だけでなく「人的被害を極力低減させることを中心に宅地等を優先して防御」するため、宅地等については輪中堤や嵩上げ等により、それ以外の土地については、異なる必要な安全度を設定し、住宅移転や建築規制により、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえた効果的・効率的な整備を実施する。



### 特定水防災対策制度（仮称）の創設 新規

近年の集中豪雨の頻発等を踏まえ、閉鎖型はん濫域等において、宅地等の安全度の向上を確実にかつ早期に図るため、特定水防災対策制度（仮称）を創設し、河川事業による既設住宅等の移転を実施。

## 既存施設を徹底的に有効活用した治水対策

遊水地などの河川管理施設について、運用が開始されてから、河川改修の進捗などにより、現状において必ずしも施設の治水機能を最大限に発揮する最適な運用ができていない状況にある施設が存在している現状。

これらの河川管理施設について、現行の機能や運用を緊急的に総点検し、河川改修の進捗状況や出水状況の変化等を踏まえて、操作規則の見直しを実施。また、施設の治水機能の運用を最適化するための施設改良を行うことができる新たな事業制度を創設し、早急に治水安全度を向上。

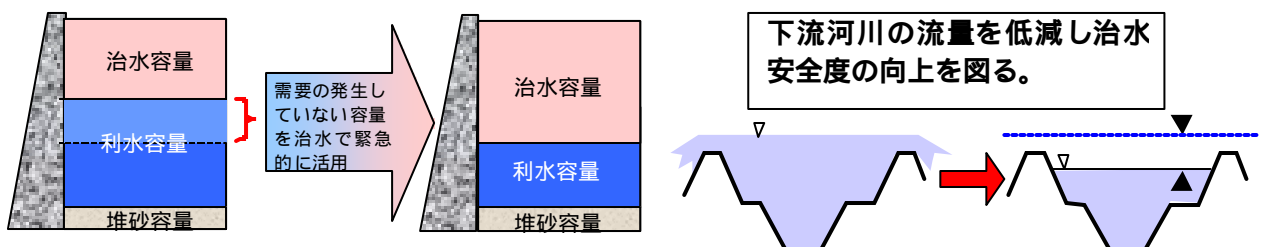
## 既存施設運用高度化事業の創設（総合流域防災事業の拡充） 新規

早急に治水安全度を向上させるため、河川改修の状況等を踏まえて、遊水地、調節池等の河川管理施設の治水機能の運用を最適化するような越流堤や排水樋門の改良等について、新たに補助対象とする。



## 利水容量の治水容量への緊急活用（直轄堰堤維持事業の拡充） 新規

河川改修等の整備が遅れている河川において、早急に治水安全度を向上させるため、既設ダムにおいて現在のところ需要が発生していない利水容量を活用して治水容量を確保。この際、当該利水容量を治水容量として利用する事について、当該利水者と協定を締結し、その利水者の負担する堰堤維持費を河川管理者が補填。



### (3) 地域の防災力(自助・共助)の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化が進展し高齢者世帯が増加するに伴い、旧来型の地域コミュニティが衰退するなど地域の共助体制が弱体化。また、住民や自治体の災害経験が減少し、災害に対する危機意識も低下。このような社会的状況を踏まえ、地域の自助・共助を再生するための取組みを進めていくことが必要。

#### 各種ハザードマップ整備

平常時から防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動できるようにするため、災害時における被害の状況と避難方法等の情報を住民に分かりやすく提供することを目的とした洪水・土砂災害・津波等のハザードマップを作成・公表。

- ・ 洪水ハザードマップについては、平成21年度末までに全国約1,800の市町村(平成17年4月1日時点)で作成・公表予定。
- ・ 土砂災害ハザードマップについては、土砂災害警戒区域の指定に合わせて、平成21年度末までに、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所全国約6,000箇所で作成・公表予定。
- ・ 津波ハザードマップについては、平成21年度末までに重要沿岸域の全ての市町村である402市町村(平成16年8月調査時点)で作成・公表予定。

#### 地域防災情報ネットの構築

平成16年の豪雨災害等においては、避難勧告の発令等の遅れがあったほか、発令されても避難しない住民が多数に上った。このため、市町村の避難勧告等の発令の判断や個人の避難行動の判断に資する画像情報等の分かりやすい防災情報を収集・伝達するための情報機器を緊急的に整備し、情報提供するとともに、光ファイバ網を市町村と接続し、双方向で確実に防災情報を伝達・収集する体制を構築する。

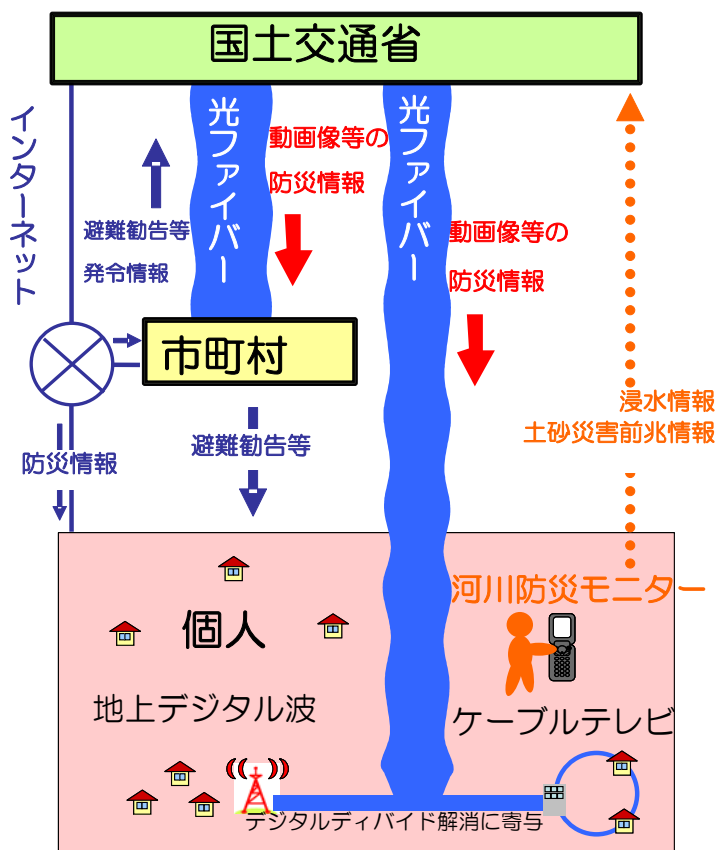
##### <自ら判断できるわかりやすい情報の提供>

- ・ 市町村毎にカスタマイズした水位・雨量予測情報、洪水予警報等をH18年度から全ての市町村を対象に提供
- ・ 災害の危険を実感できる画像情報や、水位縦断図、浸水状況図、土砂災害警戒情報等の提供情報のビジュアル化
- ・ 5年間で約900の中小河川において10分間隔での洪水予測を実施
- ・ 地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、土砂災害警戒区域等の指定を拡大((H16)約3,500箇所 → (H18)約3万箇所)
- ・ 市街地に実績浸水深等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を設置

##### <情報の確実な伝達・収集>

- ・ 災害時においても輻輳しない国土交通省光ファイバを市町村、地下街管理者等と接続し災害情報を直接提供(約230市町村(H17)→約400市町村(H18))
- ・ 個人・市町村へ防災情報をインターネット、地上デジタル放送、ケーブルテレビ等の多様な手段で提供するとともにカーナビ(VICS)等を活用し道路利用者に水害・土砂災害・津波情報を提供
- ・ 市町村の的確な判断を支える判断・伝達マニュアルの作成等を支援
- ・ 河川防災モニター制度により流域の浸水情報、土砂災害前兆情報を収集
- ・ 市町村及び国土交通省の震度データを光ファイバ等を活用して気象庁へ配信





<提供する情報の例>

浸水情報をビジュアルに提供

川の水位情報をビジュアル化

洪水の状況等の動画提供

#### ( 4 ) 広域的な危機管理体制の構築

地域において豪雨や地震などに起因する激甚な災害が発生した場合には、広域のかつ甚大な被災による制約の中、被災地では多岐にわたる現地ニーズに対応する緊急オペレーションが重要。その際、単なる応援ではなく統一的な指揮・命令系統での危機管理体制が必要。このため、大規模な災害が発生した場合でも復旧等のための行動を円滑に行えるよう、そのために必要な資機材や人員等の広域的な配備・提供・支援の体制づくりを行う。

- ・ 災害時の排水ポンプ車等災害対策機械や人員の広域的な配備計画、行動計画を策定し、広域的な支援体制を緊急的に確立。
- ・ 配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策機械を配備。
- ・ 災害時の情報収集能力の高い防災ヘリコプターを緊急時の情報収集空白域へ配備。
- ・ 水害の状況等からみて当該市町村の水防団のみでは十分な水防活動がなされないおそれがある場合に備えて近隣の市町村の水防団等が支援する体制を構築。

## ( 5 ) かわまちづくりの推進

人々が親しみ誇れる都市に再生するため、川や水辺の持つ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させることが重要である。このため河川空間のハード・ソフトにわたる構造改革を展開。

### ①「川の森」づくり

都市の水と緑のネットワークを構築するため、川沿いに植樹できる場所については、徹底的に植樹を実施する。都市においては木を植えるための植樹に関する基準類を新たに整備する。自治体と河川管理者が全川にわたり、植樹の可能性のチェックを行い、植樹計画を策定して川の森づくりを計画的・戦略的に推進する。



植樹された河川のイメージ  
(奈良県大和高田市・高田川の事例)

### ②都市の川を活用した賑わいの創出

川の賑わいを創出するため、既存の枠にとらわれない川と一体となったデザイン・活動を募集する提案制度を創設。市民団体、商店街等の提案の具体化検討を行う制度を創設し、舟運の復活など賑わいを創出する提案を社会実験として実施し、地域社会と河川の協力体制のもとで利活用を推進する。

利活用計画に基づく取組みのイメージ  
(広島市・元安川の事例)



### ③清澄な水が豊かに流れる川の復活

地下浸出水等の未利用水源からの導水や、適切な水資源配分の考え方のもとで環境を目的とした水利使用許可等による河川からの導水を実施。必要な水量・水質が確保された「まちの清流」を再生。

水枯れ河川解消のイメージ  
(大津市・百々川)



### ④地域の歴史・文化の薫る川づくり

近年の国民の余暇の過ごし方や観光客の嗜好の変化にあわせ、川の価値を高めるため、川に関する歴史・文化・自然等に関する情報の蓄積・発信を行うとともに、連続したフットパスの整備や NPO 等と連携したリバーガイドシステムの創設を行う。

「フットパス」のイメージ  
(最上川の事例)



### ⑤全国的な地域ぐるみの活動の醸成

市民団体、自治体、企業、学識経験者等による「かわまちづくり推進会議」（仮称）を設置し、全国大会開催、優秀事例の表彰、研修実施等によるかわまちづくりの全国的な地域ぐるみの活動の醸成を図る。

## ( 6 ) エコロジカルネットワークの再生

河川と流域の水路、池、沼、田んぼ等の水域の連続性を確保し、水域のエコロジカルネットワークを構築することにより、河川と流域との間を行き来して生活する魚類等の水生生物の生息・生育環境を回復するとともに、地域の生態系を再生する。

- ・ 河川管理者、地域住民、NPO、土地改良区等の関係者からなる地域協議会を設置し、地域協議会がエコネット再生計画を策定。
- ・ エコネット再生計画に基づき、関係者が連携して以下の対策を実施。
  - ・ 魚道や切り欠きの設置等による河川・水路・田んぼ等の間の落差の解消。
  - ・ 瀬・淵やワンドの再生、高水敷切り下げによる湿地環境の再生等の河川や水路の再自然化
  - ・ 休耕田等を活用した「たまり」の整備 等
- ・ 再生計画の策定、再生事業の実施等の各段階において、必要に応じ専門家を派遣し、再生地区の取り組みを支援。



## ( 7 ) その他の取り組み

### 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

我が国最南端の島である沖ノ鳥島は、約40万平方キロメートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島であり、国が直轄管理を実施。同島については、国土保全・利活用の観点から、その保全について十全な措置を取ること、また、同島を積極的に利活用しその実績を積み重ねることが極めて重要である。また、周辺海域における我が国の国際法上の権利の基礎であり、同島の保全は国土保全上極めて重要であることから、その保全を最優先に行うとともに、その前提の上に、可能な利活用を考えていく必要がある。

#### 〔管理・保全の充実〕

設置後十数年を経、老朽化している海岸保全施設について、引き続き適切な維持管理を行うとともに、沖ノ鳥島を形成する珊瑚の増殖に関する実証実験を行う。さらに、同島の適切かつ迅速な維持管理に利用するとともに、一般の防災、測量等にも資する多目的飛行艇の導入の検討を行う。



#### 〔利活用策の検討〕

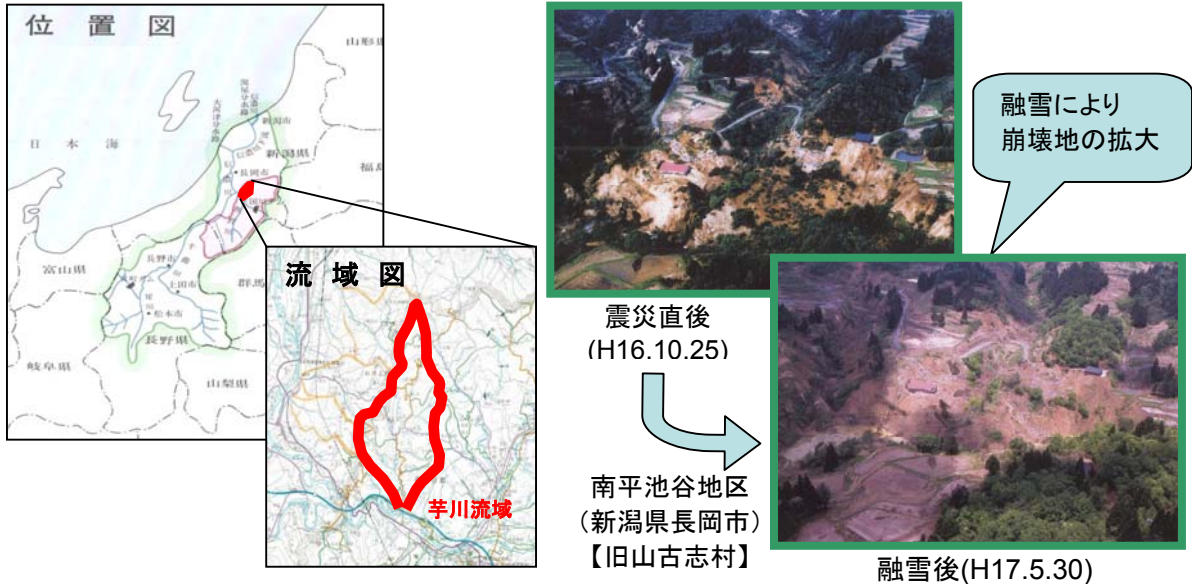
同島の保全及び利活用の基盤となる電力及び水等の確保方策（海洋温度差発電等）について、必要な施設整備の詳細について検討する。

### 災害改良復旧事業（海岸工事）の拡充 新規

津波や高潮等による住宅等の被害を防止するための保安林を保全する護岸等（林野庁所管）の被災に対する復旧において、保安林前面の前浜を維持するための沖合施設の整備がなされず、前面及び周辺の海岸が侵食され、再び災害を引き起こす恐れがあることから、林野災を親災として沖合施設を含めた面的整備を国土交通省が行えるように、災害改良復旧事業を拡充する。

### 芋川流域における地すべり対策事業の推進

新潟県中越地震により芋川流域においては、大規模な河道閉塞を含む約1,800箇所を超える斜面崩壊が発生し、激甚な被害が発生した。また、昨年は中越地方で19年ぶりの豪雪となり、その後の融雪出水等によって流域の荒廃が進んだ。よって当該流域における集中的かつ迅速な対策を講ずるため、地すべり対策事業を推進する。



### 宮崎海岸における海岸保全施設整備事業の推進

宮崎海岸の侵食は沖合も含めて拡大しており、侵食が進行すると越波浸水被害や重要幹線道路の流失など地域に与える影響は甚大となるおそれがあることから、抜本的な保全対策を進める必要がある。対策は長大な沿岸の漂砂機構を解明しながら、計画的な養浜、大規模ヘッドランド群の導入など事業規模が大きくかつ高度な技術力を要するものであることから、集中的に保全対策を講ずるため、海岸保全施設整備事業を推進する。



## 4 . 効率的・効果的な事業の実施

昨年は破堤をはじめとした治水施設の破壊により甚大な被害が発生した。地域の防災力の低下、水防体制の脆弱化等が進行する中で、機能維持としての管理の重要性が再認識されている。しかしながら、今までは、管理内容について特段の基準を定めず個々の河川毎に経験的に必要と考えた管理を実施してきたところであり、結果として本来必要な管理内容に対して不足や無駄があった可能性がある。

このため、具体的な維持管理基準を定め、これに基づく管理を徹底して実施し、治水施設の機能維持による災害の軽減を図る必要がある。

### ①維持管理基準の策定

治水施設の機能維持による災害の軽減を図るため、河川の規模や重要度、河川特性に応じて、最低限必要とされる管理項目やその頻度等の基準化を図る（平成17年度）とともに、基準に基づく維持管理の徹底を図るため、河川砂防技術基準（維持管理編）の改定を図る（平成18年度）。

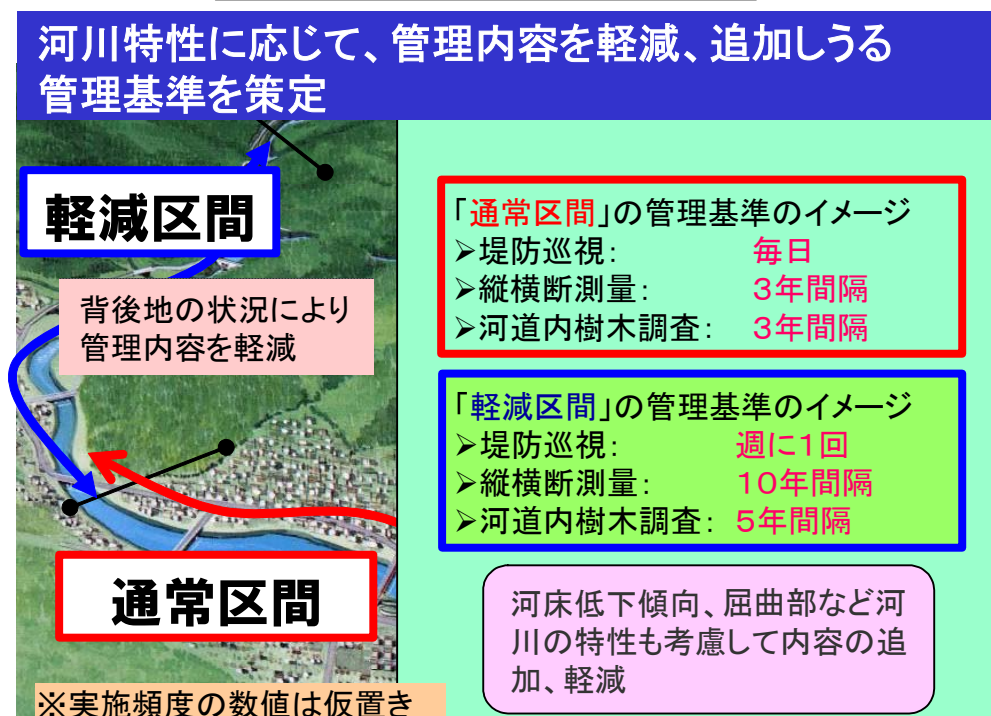
### ②河川ごとの河川管理方針、計画の策定

各河川の特性を踏まえた的確な管理を行っていくため、維持管理基準に基づき、河川毎に河川管理方針と計画を策定。（例えば河床上昇傾向の河川では河床の状況の監視を徹底（方針）、毎年横断測量を実施、出水後には堆積土砂調査を実施（計画））

### ③河川管理業務の一部のNPO等への委託の推進

委託可能な管理業務を明らかにし、これらについてNPO等への委託を推進。

## 具体的な管理基準のイメージ



## 耐久性・効率性等を重視した施設・部材の整備・管理基準の充実

ポンプ、堰などの施設は、時間管理型（耐用年数管理）注文生産であり、部品の欠品等の問題により、維持修繕、更新に問題が生じている。これら施設や部材等について、設置環境や施設の種類、重要度に応じた、必要な機能、耐久性、品質について基準化し、これらの健全性に基づいた管理を行いライフサイクルコストの低減を行う。また部材の規格の標準化を行う。

### 設置環境や施設の種類、重要度に応じた仕様の策定

施設や構造物を構成する部材等の必要な機能、耐久性、品質等の観点から[1]重要な部材は信頼度を高く、[2]損傷しても重大な機能の低下につながらない部材はある程度の損傷を許容する 等となるよう仕様を変更。

### 健全度評価基準の設定と「修繕カルテ」の作成

所要の安全度を確保しつつライフサイクルコストを低減するため、[1]施設や部材の健全度を測る「ものさし」としての機能維持や老朽化等の基準による評価を行い、維持更新の優先度やスペック（耐久性、品質等）を基準化する「健全度管理型」の管理、[2]効率的な整備、管理のため「修繕カルテ」の作成等を実施。

### 部材の規格の標準化

更新コストを低減するため、部材の規格の標準化を導入。部材の標準規格については、標準設計図書に位置づけ、展開を図るとともに、これを標準部材として汎用性の確立、コスト縮減を図る。

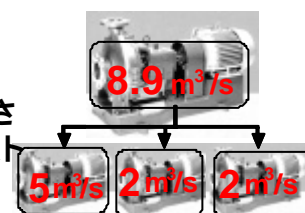
### 「健全度管理型」の維持管理のイメージ

あらたな「ものさし」を導入：  
施設 部材の重要度、設置条件で評価

「健全度管理型」の維持管理：  
「ものさし」に基づく評価により設定した「健全度」に基づく管理を実施。



部材の規格の標準化：  
ポンプ等について、規格化された標準的部材を用いコストを縮減



## コスト構造改革の推進

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計・調達最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする

< コスト構造改革への取り組み事例 >

区分	事例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。</li> </ul>	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト縮減効果。</li> <li>事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。 (公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)</li> </ul>
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として貯水池標高以上(河川区域外)とすべき付替道路について、道路管理者との協議により、洪水時の最高水位以上(河川区域内)にルートを変更し、現道の利用区間の拡大及び原石山・工事用道路跡地を有効活用して、工事費の縮減を図る。</li> <li>ダム事業における掘削法面の保護対策であるコンクリート吹き付け法砕工に対し、同等の安定が図れる合理化施工法(簡易法砕工)を採用しコスト縮減を図る。</li> <li>河口水門のゲートに、従来の門柱タイプ(引き上げ式ローラーゲート)に替わり門柱レスタイプ(ライジングセクターゲート)を採用することにより、建設費用を縮減。</li> <li>砂防ソイルセメントを用いた工法の推進により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。</li> <li>人工リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。</li> </ul>	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ルート変更による現林道の利用区間拡大等により、 付替道路工事費 約34億円 約21億円 (約38%コスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>簡易法砕工の採用により、 掘削法面工事費 約61億円 約34億円 (約44%コスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>ライジングセクターゲートの採用により、 ゲート部工事費 約22億円 約19億円 (約14%コスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>砂防えん堤基礎部を砂防ソイルセメントによる地盤改良等の変更により、 337百万円 305百万円 (約9.5%コスト縮減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)</li> <li>不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより、 従来構造 1基あたり 約7.6億円 見直し後の構造 1基あたり 約5.9億円 (約20%コスト縮減)</li> </ul>





## 5 . 政策評価及び個別公共事業の評価

平成 14 年 4 月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

① 政策アセスメント（事前評価）

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

② 政策チェックアップ（業績測定）

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果（アウトカム）で政策を評価

③ 政策レビュー（プログラム評価）

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の 3 つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

### 政策アセスメント（事前評価）の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

○平成 18 年度概算要求等に係る政策アセスメント対象施策

- ・ 総合的・緊急的な内水浸水被害対策の推進
- ・ 土地利用状況を考慮した効率的・効果的な治水方策の構築
- ・ 利水容量の治水容量への緊急活用
- ・ 河川管理施設の運用最適化
- ・ ソフト対策と連携した砂防施設整備
- ・ 津波危機管理対策緊急事業の拡充
- ・ 海岸緊急防災対策事業の創設

### 政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果がもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

## 政策目標：水害等による被害の軽減

### 施策の概要

#### 必要性：

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合

主な施策：河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約59% (59.1%)	約62% (61.7%)

指標：土砂災害から保全される戸数

主な施策：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約127万戸	約140万戸

### 現状分析

○洪水による氾濫から守られる区域の割合  
H16の実績値は59.1%と目標達成に向けて概ね順調に推移している。

○土砂災害から保全される戸数  
H16の実績値は約127万戸であり、目標達成に向けて概ね順調に推移している。

### 今後の取組み

○できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

○本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る

○下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。

### 主な課題

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成まで長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

【政策チェックアップの例】

## 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ ※（ ）内はとりまとめ予定年度

- ・ バリアフリー社会の形成（H17）
- ・ プレジャーボートの利用改善（H17）
- ・ 国土交通行政におけるテロ対策の総合点検（H17）
- ・ 行政行動の改革（H18）
- ・ 直轄工事のゼロエミッション対策（H18）

## 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

### （１） 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業
- ②ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

## (2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

① 事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業
② 事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業
③ 準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業
④ 再評価実施後一定期間（５又は１０年間）が経過している事業
⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## (3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成１５年度より本格実施。

## (4) 再評価結果

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果			
	5年未 着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継 続 うち継続見直し	中止	評価手 続き中	
ダム事業	直轄・機構事業	1			2	3	3			
	補助事業等				8	3	11	1	10	
	合計	1			10	3	14	4	10	

### 注1 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（５又は１０年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## (5) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記（１）～（３）に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

## 6 . 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

### 渇水調整方策検討

近年の少雨化傾向を踏まえ、開発水源を加味した新たな渇水調整ルールについて検討してほしいとの利水者からの要望がある中で、「木曾川水系における水資源開発基本計画」（平成16年6月）等においても、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等を検討し具体化を図ることとする内容が閣議決定。よって、様々な渇水調整のパターンのシミュレーションを行い、その結果を踏まえて新たな渇水調整の方策について調査及び検討を実施。

### 都市部における洪水はん濫流の挙動解析等検討

都市内において、住民が迅速かつ的確に避難するためには、都市内の建築物その他の構造物を考慮したはん濫流の挙動を解析してはん濫流予測を行い、その結果を避難計画等に反映させることが極めて重要。本検討ではこれらを考慮したはん濫の挙動について解析を行い、個別の都市施設毎に避難行動に及ぼす影響について検討し整理。また、はん濫流を減勢し、拡散を制御するための都市施設の配置による防災対策の考え方を整理し、水害に強いまちづくりガイドラインを作成。

### 河川における特定外来生物等対応技術検討

河川における効果的な外来植物の防除ならびに在来種等による緑化に向けた具体的な技術や手法を検討し、河川における外来植物の取扱いに関する指針を作成することにより、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の円滑な施行に資するとともに、河川法の目的である河川環境の整備と保全をより一層推進。

### 河川における亜鉛対策等に関する検討

平成15年11月に亜鉛について環境基準化され、水域類型指定の議論が開始されているが、河川における亜鉛の挙動や河川生態系への影響については不明であり、河川における亜鉛対策の前例もない。そこで、河川における亜鉛の挙動や河川生態系への影響について実態調査を行った上で、亜鉛の対策手法について検討。

### 洪水予測システムの精度向上に関する調査

中小河川においては洪水予測システムが確立できていないため、洪水予報を実施できていない。そのため、中小河川洪水予測システムのプロトタイプを確立し、都道府県へ提供することで、洪水予報空白域における洪水予報河川の指定を拡大、災害時の住民のよりの確かな避難等被害軽減に必要な情報を充実。

### 首都直下地震交通対策プラン調査検討

国土交通省所管の各交通機関の震災対策とその実施箇所をとりまとめるとともに、災害発生時の交通シミュレーション調査等を実施して各交通ネットワークの連携及び災害時の情報提供方法について検討し、首都直下交通対策プランを策定。

### 海岸管理者及び地域住民が連携した海岸ゴミ対策の検討

海岸ゴミ対策は、海岸管理者、自治体、地域住民等が連携して取り組むことが重要。このため、各機関が有する情報（ゴミのモニタリング情報、ゴミ清掃を行う人的資源情報、機器等の所有情報等）の共有化・活用に資するプラットフォームの構築及びプラットフォームを活用した各機関の連携方策について検討。

### 河川利用情報の集約・活用による地域活性化等の支援方策検討

河川利用の促進に係る要望及び河川利用環境の改善に係る多くの提言・苦情などの河川の利用についての地域住民からのニーズに応えるため、河川管理者は河川利用情報の充実を図ることが求められており、河川の抱えている問題点等を考慮して選定したモデル河川において、地域における河川空間の有効な活用及び河川利用環境の改善による地域活性化の支援のための河川情報充実方策について検討。

## 7. 税制関係

### 水防協力団体に係る特例措置の創設

【所得税、法人税、相続税】

新たに水防活動を行うこととなる水防管理者から指定された水防協力団体（公益法人）に対する寄附金について法人税の別枠損金算入等の特例措置を講じる。

### 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分については、固定資産税の課税標準を1/2に軽減する特例措置を延長する。

許可を要する雨水浸透阻害行為の対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準



1 / 2 に軽減



### 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長 【不動産取得税】

高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合にあっては不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する特例措置を延長する。

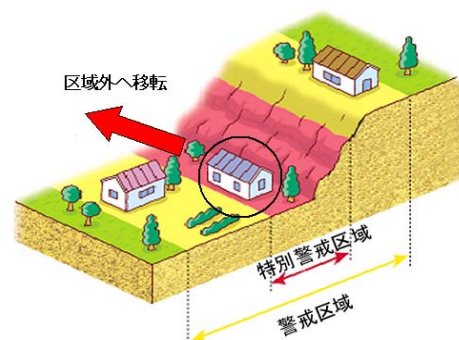
### 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る特例措置の延長 【不動産取得税】

土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、補助（がけ地近接等危険住宅移転事業）を受けて当該区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を4/5に軽減する特例措置を延長する。

特別警戒区域外に住宅又は住宅用地を取得した場合に係る不動産取得税の課税標準



4 / 5 に軽減



## 8. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

### 現状と課題

### 改善策

#### 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川のみ（1時間間隔）

局所的降雨予測データを用いた中小河川の洪水予測の高精度化（10分間隔）

被災経験の減少などにより市町村の避難勧告の判断が遅れた

市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成

水防法を改正し避難勧告の目安となる特別警戒水位を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者側の情報で、住民に実感がない

氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現象の情報を実感できる情報として提供

#### 平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域図の作成は大河川が中心

水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の作成・公表の義務付け

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ

水防法を改正し主要な中小河川においてハザードマップの作成・公表の義務付け

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか

土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの作成・公表の義務付け

#### 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握のみで水系全体の安全度が十分に把握されていない

全国で航空レーザー計測を行い各河川の安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保（量的整備）を優先

市街地等を流れる区間で堤防の質的強化を実施

ダムは操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を区分して管理することが基本

事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更

#### 地域の防災対応力の強化

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない

災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務

大規模な地下空間の管理者等に対して、洪水時の避難確保計画の作成を義務化

平成17年度末の実施見込み

改善目標等

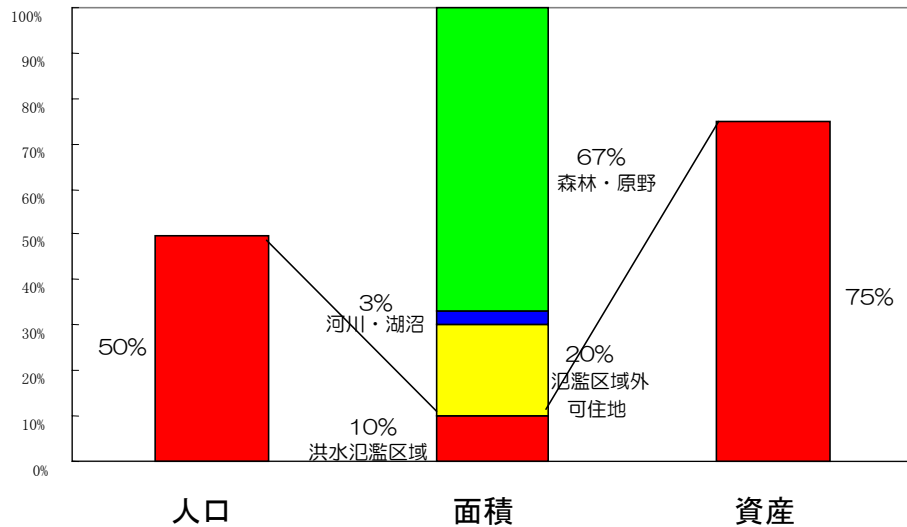
→ ガイドラインの作成。 <b>全国で試行。</b>	→ H21年度までに一級水系約 <b>900</b> 河川で整備
→ 昨年度に作成したガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成	→ 全国の市町村で避難勧告判断基準を作成
→ 約 <b>1000</b> 河川(水位情報周知河川)	→ H21年度までに約 <b>2000</b> 河川
→ 利根川で試行(氾濫域の浸水情報)	→ H19年度までに <b>全ての直轄河川</b> で試行
→ <b>156</b> 市町村で土砂災害情報の提供	→ H19年度までに約 <b>400</b> 市町村で提供
→ 浸水想定区域は <b>239</b> 河川で公表済み、更に約 <b>240</b> 河川で公表予定	→ H21年度までに浸水想定区域は約 <b>2200</b> 河川を公表
→ ハザードマップは <b>402</b> 市町村で公表済み、更に約 <b>120</b> 市町村で公表予定	→ H21年度までにハザードマップは約 <b>1800</b> 市町村で作成
→ 約 <b>1000</b> 箇所(近年災害の発生した箇所等)を指定	→ H21年度までに約 <b>6000</b> 箇所(近年災害の発生した箇所等)を指定
→ 航空レーザー計測を約 <b>5万</b> km <sup>2</sup> 実施 モデル河川で安全度について調査・評価・公表	→ H19年度までに全ての一級水系河川に係わる約 <b>12万</b> km <sup>2</sup> 実施 全国の河川の安全度について調査・評価・公
→ 直轄河川で約 <b>6,000</b> kmの詳細点検、 中小河川で約 <b>7,700</b> kmのカルテを作成	→ H21年度までに直轄河川約 <b>10,000</b> km実施、 中小河川はカルテを作成し順次実施
→ 直轄・水機構の <b>12</b> ダム、補助ダムの <b>7</b> ダムで実施予定	→ 直轄・水機構の全てのダムについて事前放流等の検討後適宜実施
→ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援	→ 引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援
→ 大阪市・名古屋市等において23施設で避難確保計画を作成	→ 引き続き避難確保計画の作成を支援



(参考資料)

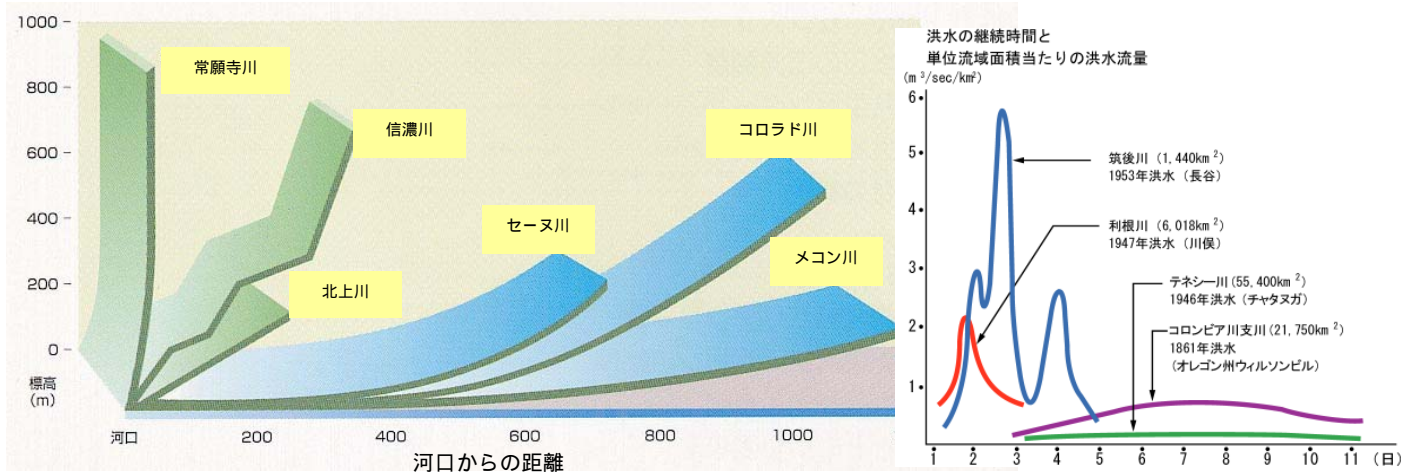
## 1. 災害に対して非常に脆弱な国土構造

○我が国においては、国土面積の約1割にすぎない洪水氾濫区域に、5割の人口、4分の3の資産が集中。ひとたび洪水が発生すれば、被害は深刻なものとなる。



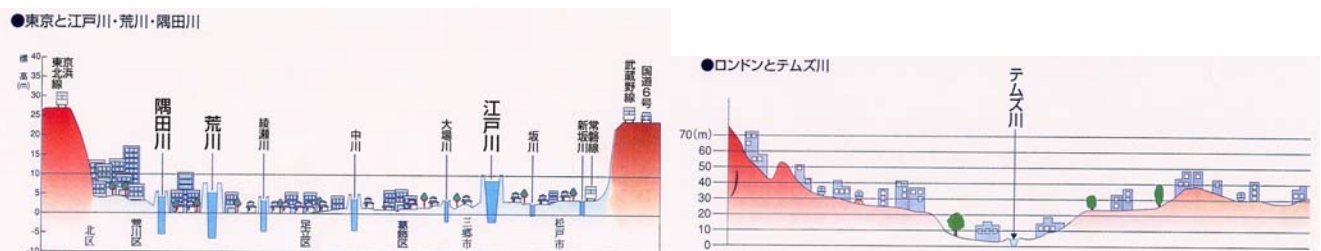
【日本の国土利用状況】

○日本の河川は急勾配のため、大雨が降れば上流から下流へと一気に流れ大きな被害をもたらす。

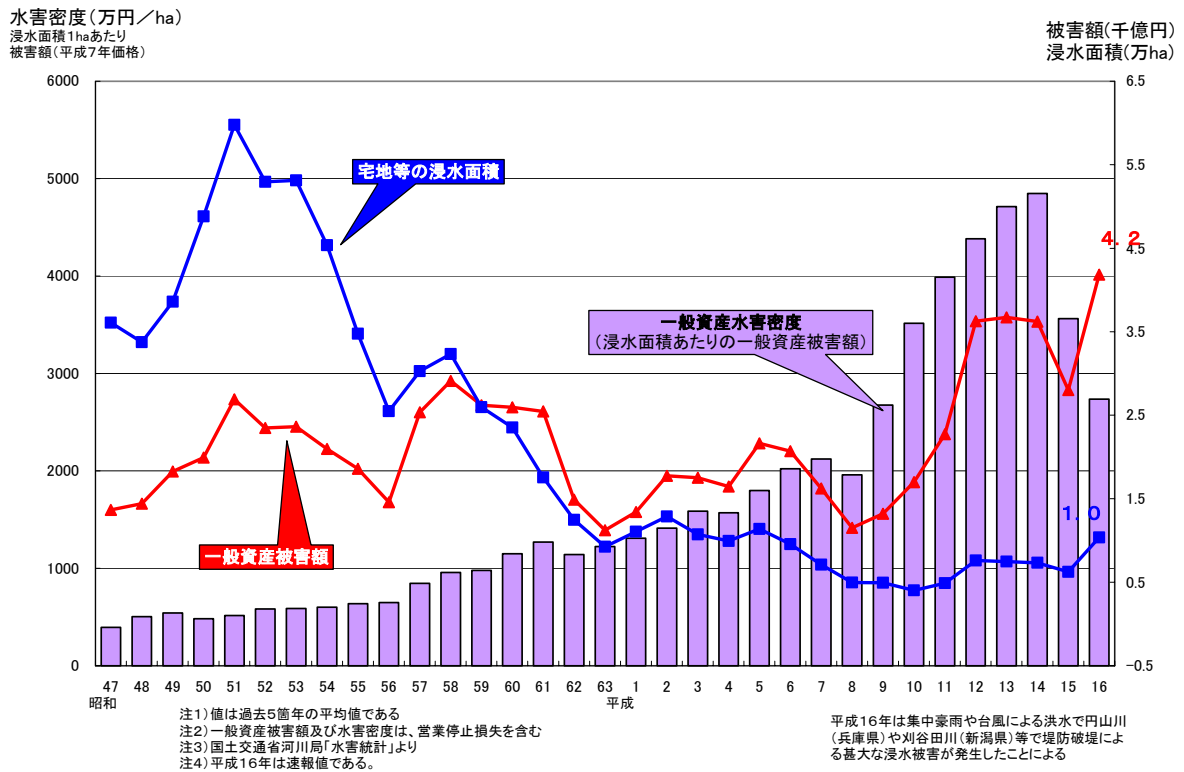


【わが国と諸外国の河川勾配比較】

○日本の都市の大部分は、洪水時の河川水より低いところにあり、洪水の被害を受けやすい。

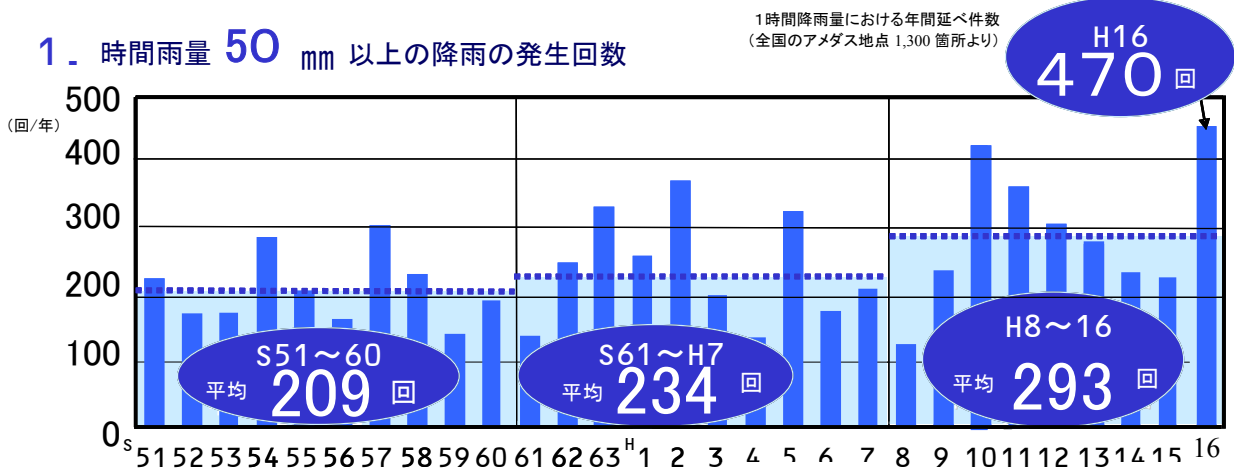


○ 治水施設の整備等により浸水面積は減少したが、氾濫域に資産が集中することにより被害額は横ばい。

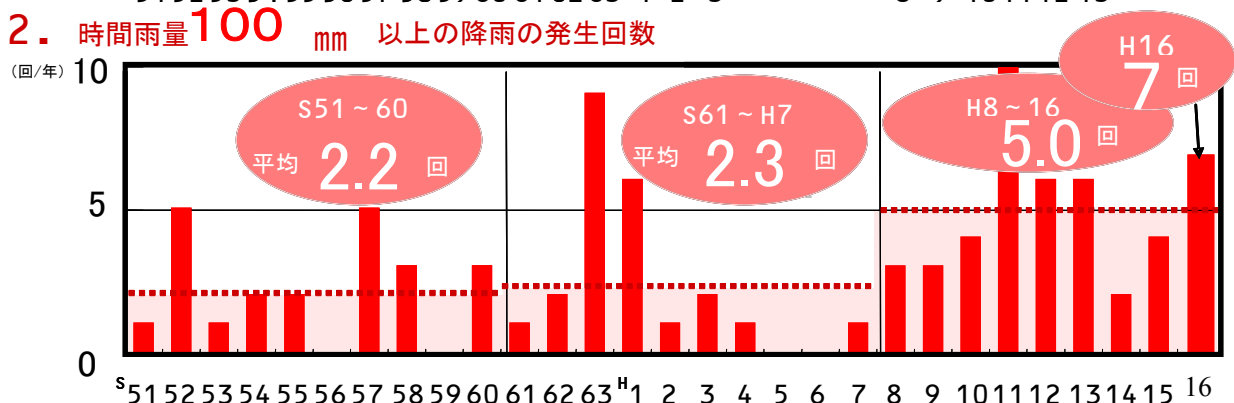


○ 1時間に50mmや100mmを越す集中豪雨が増加傾向にある。

### 1. 時間雨量 50 mm 以上の降雨の発生回数

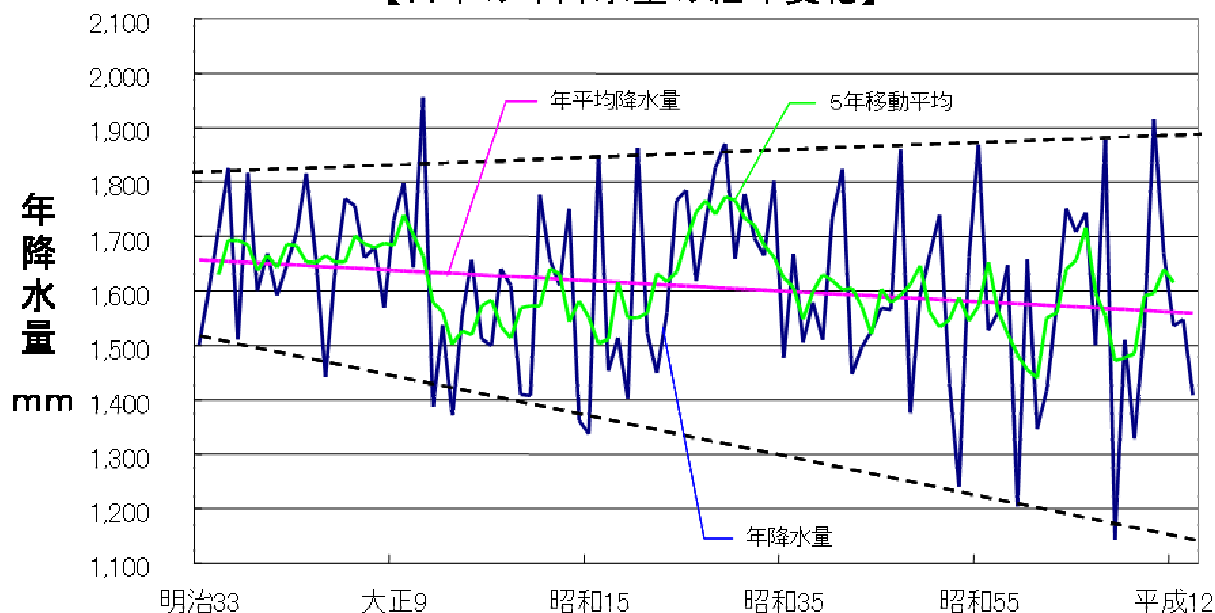


### 2. 時間雨量 100 mm 以上の降雨の発生回数



○長期的に見ると少雨と多雨の変動が増大（治水も利水もリスクが増大）

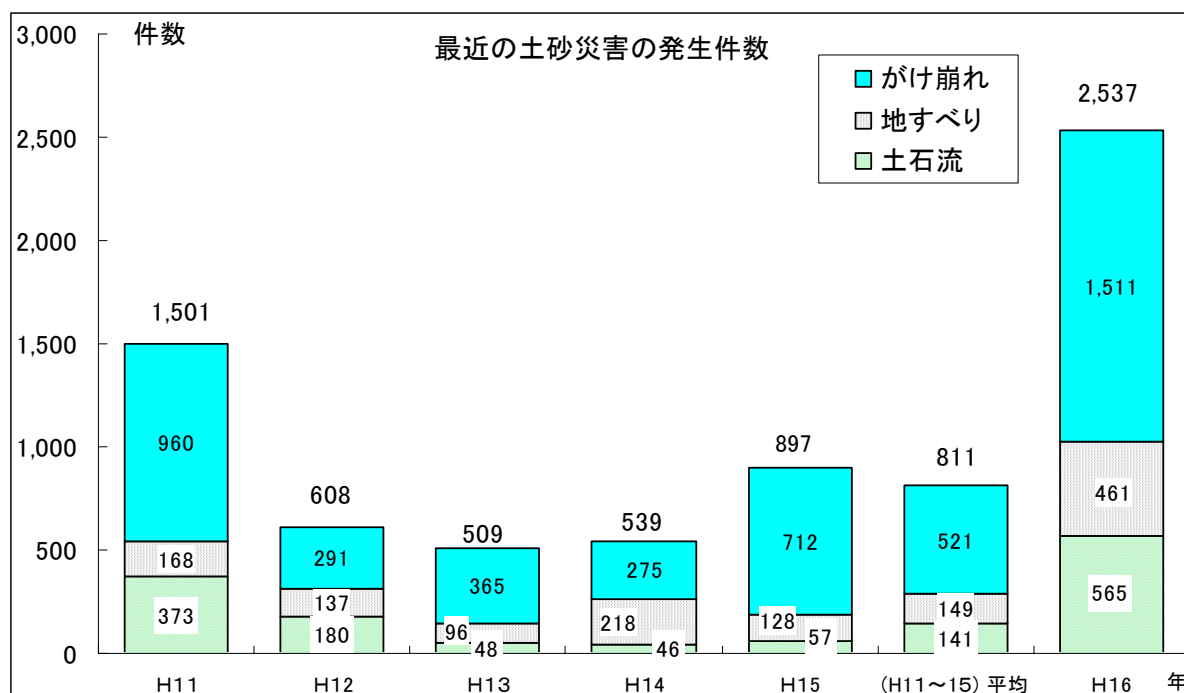
【日本の年降水量の経年変化】



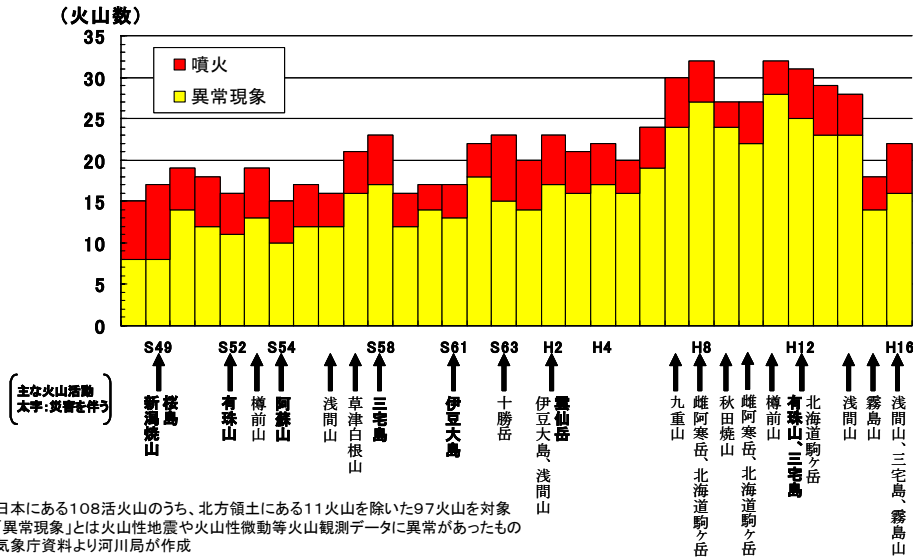
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による報告（抜粋）（2001年）  
 ・21世紀後半までに、北半球中・高緯度や南極では、**降水量の年々の変動も大きくなる可能性**がかなり高い。

出典：「日本の水資源」（国土交通省土地・水資源局水資源部）  
 に河川局が加筆

○平成16年は、全国45都道府県で2,537件が発生し、統計を始めた昭和57年以来最多件数となっており、より一層の土砂災害対策が必要となっている。



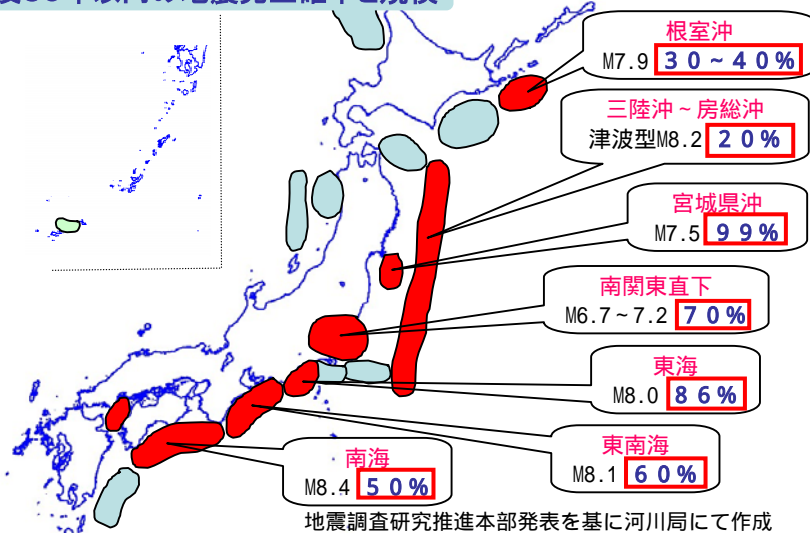
○我が国は、世界に占める国土面積は、0.25%であるにもかかわらず、マグニチュード6以上の地震回数は22.9%、活火山数は7.1%にもものぼる地震・火山大国である。近年火山活動が活発化しており、昨年9月にも21年ぶりに浅間山が中規模噴火しており、火山噴火に伴う土砂災害対策への備えが急務となっている。



【年別の火山活動状況】

○いつ発生してもおかしくないと言われる東海地震や今世紀前半にも発生するおそれがあるとされている東南海・南海地震などの海溝型巨大地震や、発生すると甚大かつ広域の被害が想定される首都直下地震等の大都市を襲う直下型地震に備えるため、既存の施設を活用して、緊急的に防災機能を確保することが必要となっている。

今後30年以内の地震発生確率と規模



〔過去の主な海溝型地震による被害〕

1703年	元禄地震(M8.1)	死者 約 10,000人
1707年	宝永地震(M8.6)	死者 5,049人
1854年	安政東海地震(M8.4) 安政南海地震(M8.4)	死者 2,658人
1896年	明治三陸地震津波(M8.1/2)	死者 約 22,000人
1923年	関東大震災(M7.9)	死者 約 142,000人
1933年	昭和三陸地震津波(M8.1)	死者 3,064人
1944年	昭和東南海地震(M7.9)	死者 1,251人
1946年	昭和南海地震(M8.0)	死者 1,330人

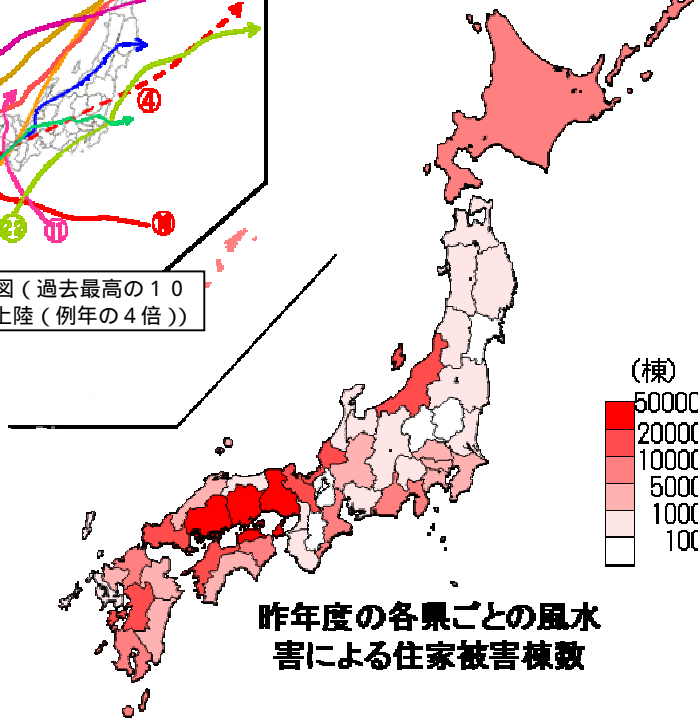
## 2. 昨年の水害・土砂災害の特徴

(1) 全国各地で甚大な被害が発生

昨年は、梅雨期の集中豪雨や10個もの台風の上陸により、新潟、福井県等全国各地で水害、土砂災害及び高潮災害により大きな被害が発生



台風の経路図(過去最高の10個の台風が上陸(例年の4倍))



昨年度の各県ごとの風水害による住家被害棟数

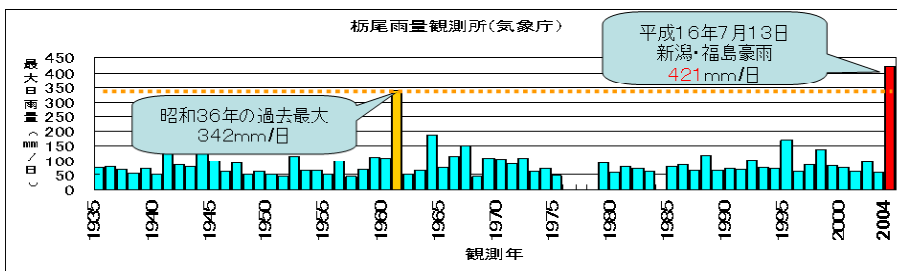
平成16年度の主な災害

日	災害	死者・行方不明	住家被害
6月 18~22	台風8号 (徳島県、徳島県)	5	223
7月 12~13	新潟・福島豪雨 (新潟県、福島県)	16	13,875
7月 17~18	福井豪雨 (福井県、山形県等)	5	14,157
8月 29~ 9/2	台風10号 (徳島県、高知県等)	3	2,947
9月 6	台風11号 (三重県等)		
8月 17~20	台風15号 (愛媛県、香川県等)	10	3,493
8月 27~31	台風16号 (熊本県、宮崎県、鹿児島県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県、岡山県等)	17	55,908
9月 4~8	台風18号 (北海道、兵庫県、広島県、岡山県、香川県等)	45	74,789
9月 25~30	台風21号 (三重県、愛媛県、岡山県、兵庫県等)	27	22,487
10月 7~9	台風22号 (東京都、千葉県等)	9	11,977
10月 18~21	台風23号 (兵庫県、京都府、高知県、岡山県、香川県、富山県、長野県等)	98	74,898
風水害計		235	274,754

※消防庁調 平成17年7月1日現在

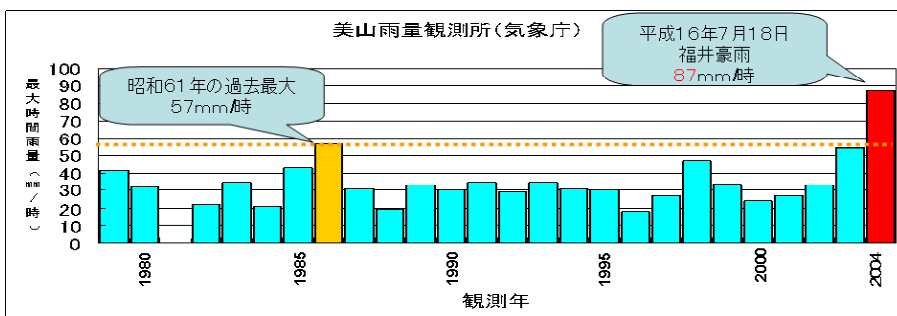
(2) これまでの記録を超える降雨量、高潮の波高・波力などを各地で観測

### ○新潟豪雨



□ 栃尾観測所 日雨量 421 mm  
観測史上最大(2位:H36.8の約1.2倍)  
□ 被害  
死者・行方不明者 16名  
床上浸水2149棟 床下浸水6208棟

### ○福井豪雨



□ 美山観測所 時間雨量 87 mm  
観測史上最大(2位:S61.9の約1.5倍)  
□ 被害  
死者・行方不明者 5名  
床上浸水4052棟 床下浸水9675棟

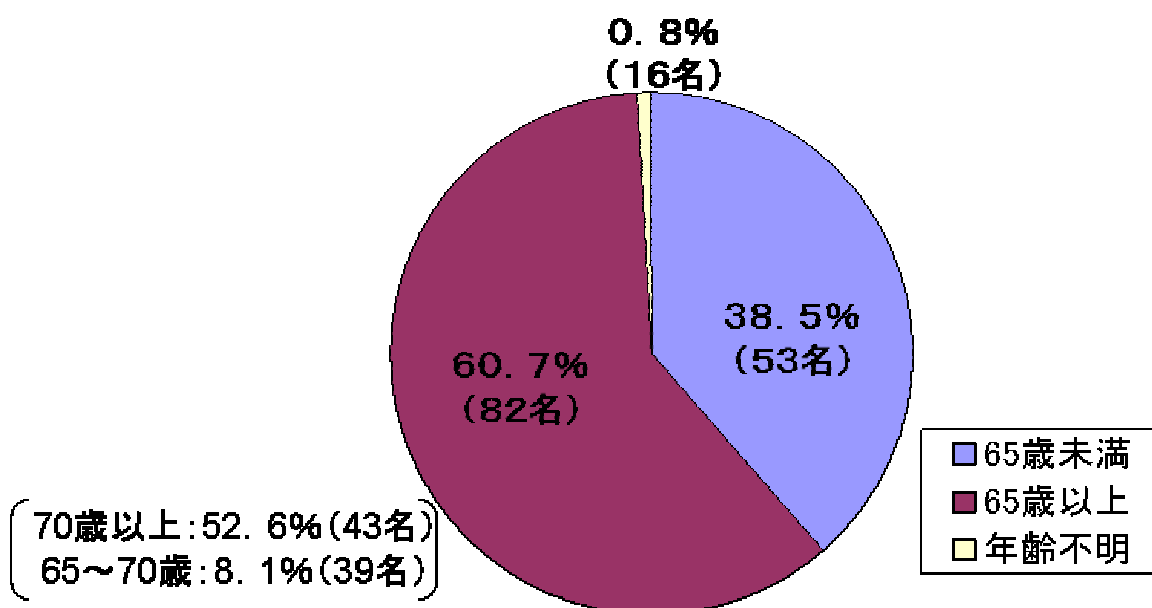
(3) 破堤（堤防の決壊）が多発

破堤した場合には氾濫した水のエネルギーは大きく水位上昇も急激であり、多くの人命・財産を失う大きな被害となるばかりでなく、堆積した泥の処理などの事後対応も被災者の大きな負担となることを改めて認識



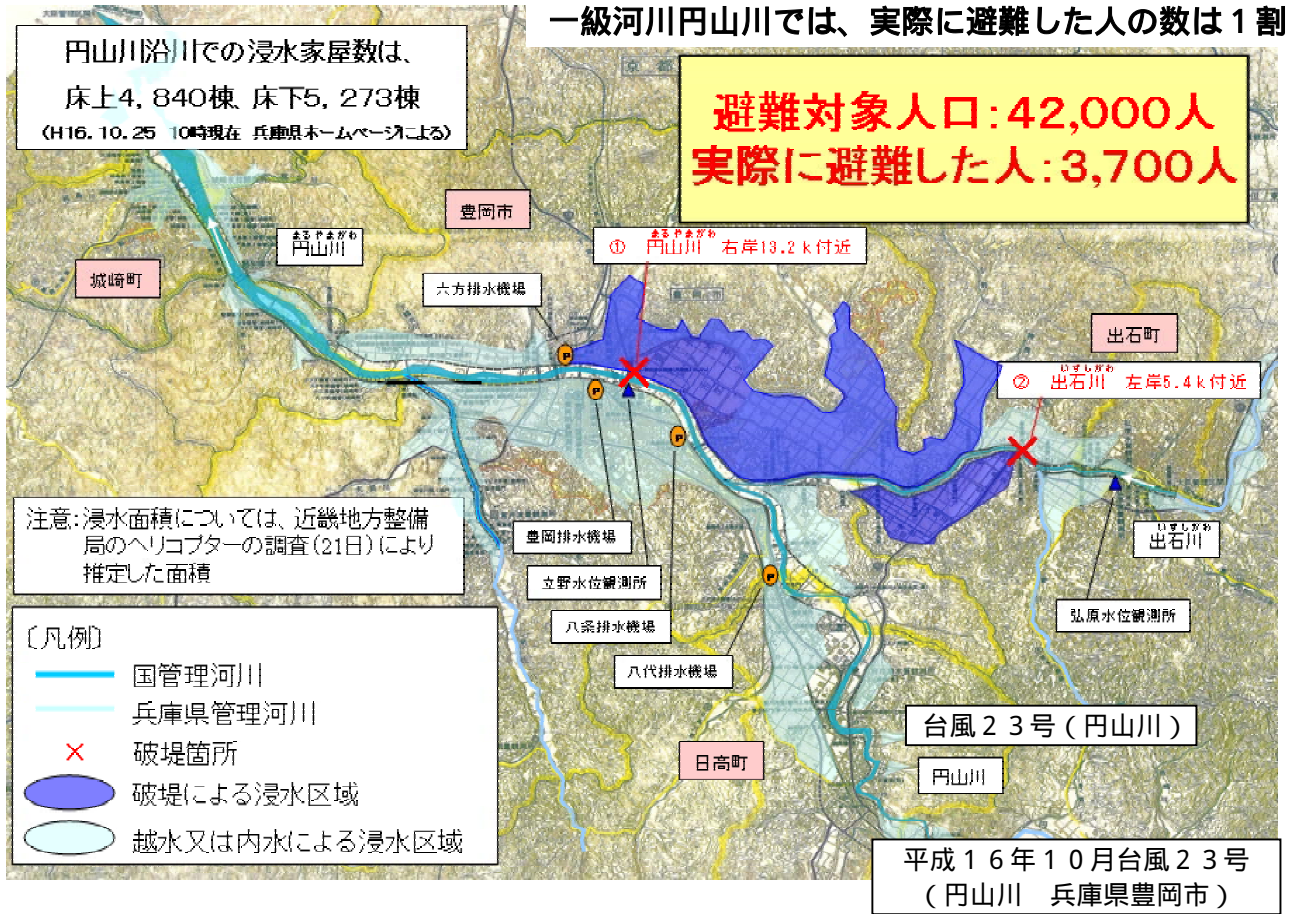
平成16年7月新潟豪雨  
(刈谷田川 新潟県中之島町)

(4) 高齢者や保育園児などの災害時要援護者の被災

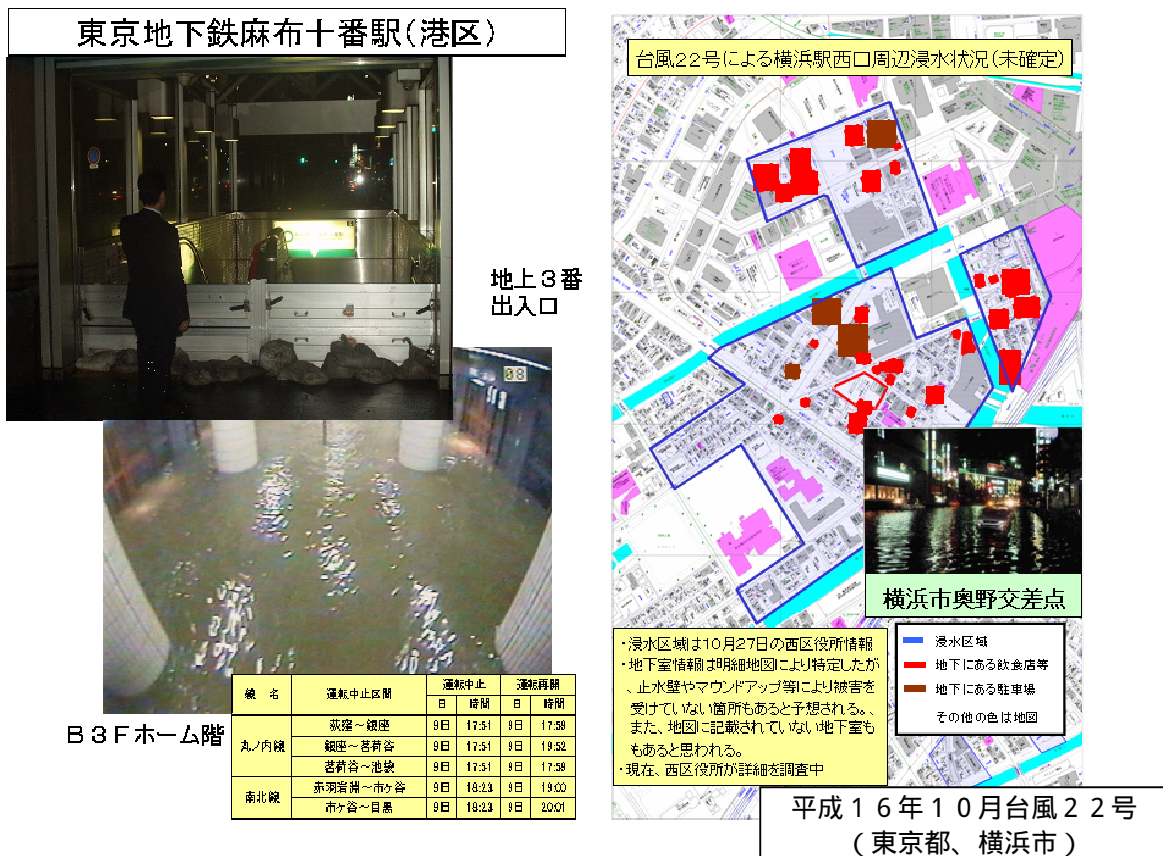


昨年の主な水害・土砂災害では、死亡者・行方不明者の約6割が高齢者

(5) 発令されても避難しない住民が多数。全国では発令の遅れが問題となる地域が発生  
市町村長や住民が避難を伴うような豪雨災害に遭遇する機会が少なくなっていることなどから、適切な行動がとれない状況が発生。



(6) 地下鉄・地下街などの利用が増加している中、これらの地下空間が多数浸水



### 3 . 新潟県中越地震

#### 概要

平成16年10月23日17時56分頃、新潟県中越地方の深さ約13kmでマグニチュード6.8（暫定値）の地震が発生し、新潟県の川口町で震度7、小千谷市、小国町、山古志村で震度6強を観測したほか、新潟県の各地で震度6弱、東北地方から近畿地方にかけて震度1から5強を観測した。

その後、23日18時11分にマグニチュード6.0（震度6強）、その23分後の18時34分にマグニチュード6.5（震度6強）を19時45分にはマグニチュード5.7（震度6弱）、地震発生から4日後の27日10時40分にもマグニチュード6.1（震度6弱）の余震を観測し、震度5弱以上を観測した地震は19回となり、有感回数は877回となっている。（気象庁調べ：12月28日時点）

#### 被害の状況



【クラックが深く刻み込まれた堤防  
（新潟県中之島町（刈谷田川））】



【大規模な地すべりにより発生した  
土砂災害（新潟県山古志村）】



【護岸の崩壊により流れそうになっている家屋  
（新潟県小千谷市（湯殿川））】

死者48名

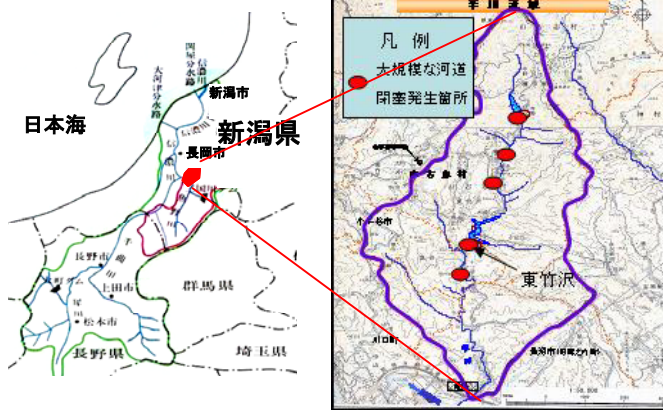
家屋全壊3,181棟、半壊13,531棟、一部破損103,411棟

公共土木施設被害：河川491件等（7月1日現在被害報告）

土砂災害発生件数225件

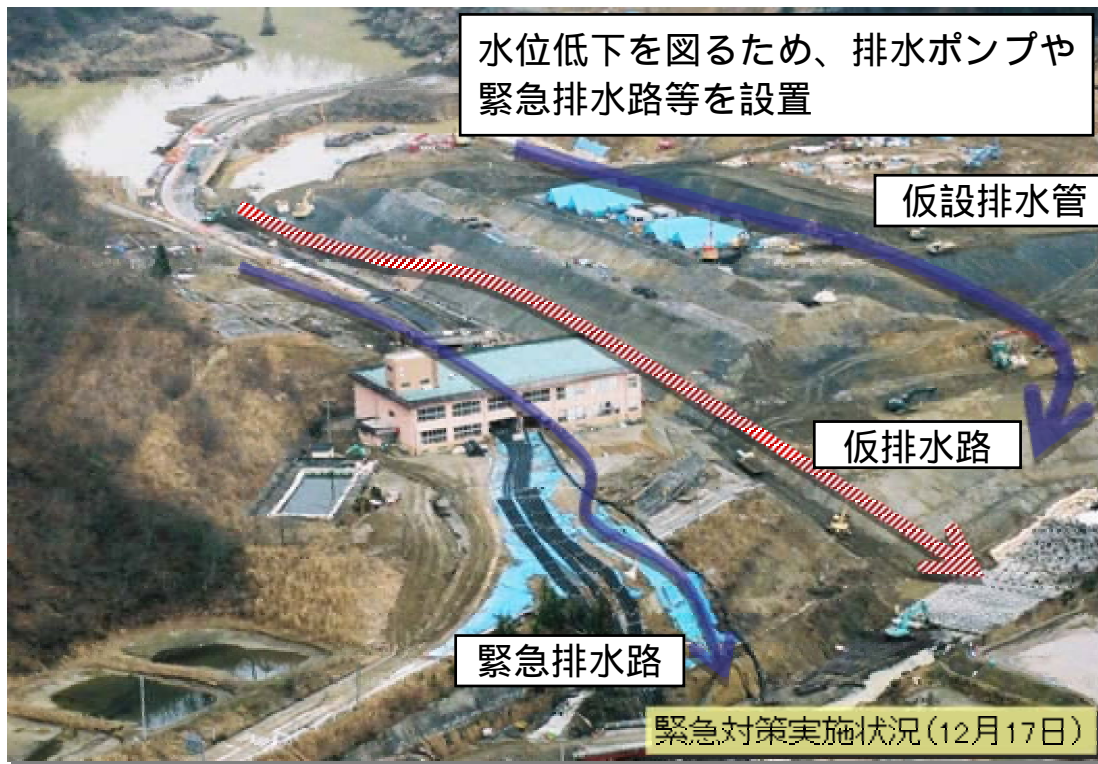


## 芋川流域で大規模河道閉塞が発生



新潟県山古志村（現長岡市）を中心とした地域では、地震により多くの箇所では崩壊や地すべりが発生した。芋川流域では、5カ所において地すべり等により大規模な河道閉塞が発生し、東竹沢地区などでは人家が水没するなどの被害が生じた。

国土交通省では新潟県から要請を受け、直轄砂防事業により大規模河道閉塞対策を実施。



学識経験者、専門家および行政関係者からなる「芋川河道閉塞対策検討委員会」において検討した恒久対策案を基に、住民等の意向を踏まえつつ土砂流出対策を実施中。

## 4. 森林の水源涵養機能について

わが国の森林面積は国土面積の約7割を占め、過去100年間で大きな変化はなく、その比率は、欧米に比べ高い。こうした豊かな森林が存在しているにもかかわらず洪水や渇水が頻発している。

森林の洪水緩和機能については、中小洪水に一定の効果を有するものの、治水計画の対象となるような大雨の際には、森林域からも降雨はほとんど流出する（昨夏に全国各地で発生した集中豪雨や台風では、樹木を巻き込んだ山崩れが多数発生しており、このような場合には、森林の洪水緩和機能は望むべくもない）。

一方、水利用の観点からは、森林の増加は樹木からの蒸発散量を増加させ、むしろ、渇水時には河川への流出量を減少させる場合がある。

日本学術会議<sup>※</sup>答申(平成13年11月)において、森林の多面的な機能を評価する一方で、以下のとおり、森林の水源涵養機能(洪水緩和機能等)の限界についても指摘している。

- ・ 治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。
- ・ 森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。
- ・ 流況曲線上の渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかんりの水を消費するからである。
- ・ あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

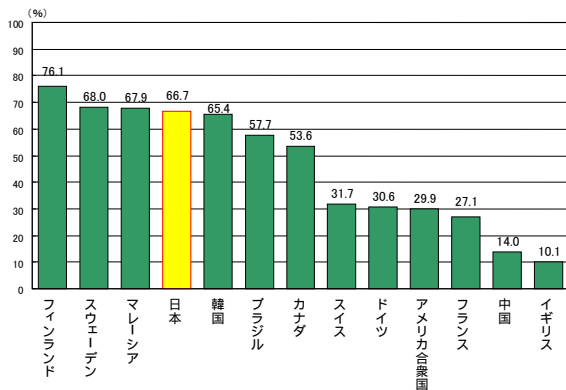


図-1 森林面積率の国際比較 出典：「世界の統計1996年版」(総務庁統計局)をもとに作成

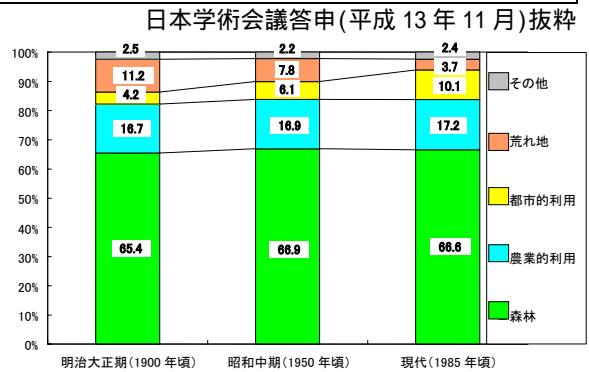


図-2 国土利用の変化 出典：アトラス 日本列島の環境変化

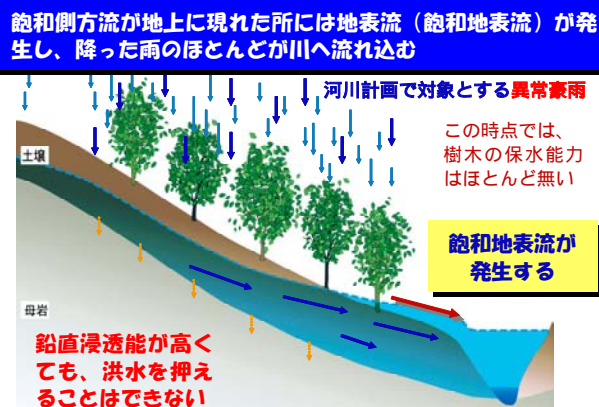


図-3 大雨時の森林斜面からの流出量

(東京大学名誉教授・福島大学教授 虫明功臣「森林斜面から漂流や河川への流出過程」より)

※ 日本学術会議：人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関 昭和24年に内閣総理大臣の所轄下に「特別の機関」として設置され、中央省庁再編に伴い、総務省に設置

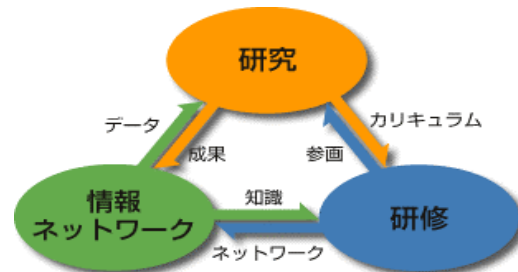


図-4 豪雨により樹木を巻き込んだ山崩れが発生(H16.8 徳島県)

## 5 . 世界的な水問題への取り組みについて ～ユネスコセンターの設立準備等～

### 国際的研究拠点としてのユネスコセンター設立と流域治水技術に関する研究体制充実の一体的推進

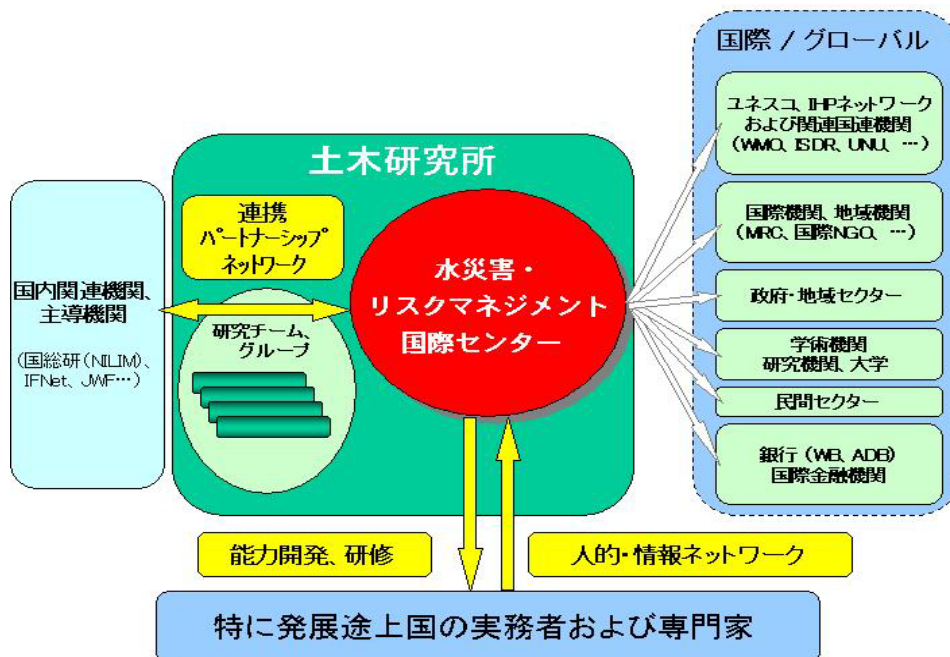
第3回世界水フォーラムを受け、我が国の治水分野での技術的蓄積を活かしたさらなる国際貢献を推進するため、独立行政法人土木研究所において洪水等の水関連災害とそのリスクマネジメントに関する国際的な研究・研修・情報ネットワーク活動を行うユネスコセンターの設立に向けて、洪水ハザードマップ等具体的な研修、国内外の関連機関と連携した水関連災害に関する研究の推進などの準備活動を展開する。



ユネスコセンターの活動

また、都市部で頻発する浸水被害の回避・軽減に資するため、異常豪雨等の雨量・水文データ等に関する流域治水統合データベースの構築など流域治水技術に関わる研究体制の充実を図る。流域治水技術の研究に際しては、ユネスコのネットワークを活用して国内外から情報収集を図ることがより効果的であり、一方、流域治水技術に関する研究成果は、最新の知見の提供を通じてユネスコセンターの研修活動に直接反映することが期待されることから、両者を一体的に推進する。

なお、センターは平成 17 年秋のユネスコ総会での承認、その後閣議決定を経た上で速やかに開設する予定である。



【世界的な水災害・リスクに関する相乗効果的リンク】

## 6. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

(平成17年6月21日閣議決定) 抜粋

### 第1章 日本経済の現状と今後の課題

#### 2. 「基本方針2005」の課題

②新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

…(前略)…また、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である国民の安全・安心を確保する。

### 第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

#### 2. 国民の安全・安心の確保

近年、地震、台風、集中豪雨等が連続し、大きな被害が生じている。…(中略)

こうした中で、国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進するとともに、…(略)…このため、国民の安全・安心を確保するために別表1の(1)の取組を行う。

#### ※別表1 (1) (国民の安全・安心の確保)

大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化…(中略)…などを戦略的・重点的に推進する。…(以下、略)

### 第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

#### 2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために—活性化のための政策転換—

##### (4) 活性化を目指した歳出の見直し

##### (公共投資の重点化・効率化)

- 公共投資については、「改革と展望」に基づき「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準」を目安にして重点化・効率化に取り組んできており、その目安は概ね達成されつつある。平成18年度予算においても、目標の達成に向けてのこうした取組を引き続き着実に推進する。この場合、防災・減災等による安全社会の確立をはじめ、別表2の(4)の事項を重視する。…(以下、略)

#### ※別表2 (4) (公共投資の重点化・効率化)

- 重点4分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中する。その上で、我が国の競争力強化の観点や安全・安心の確保の観点、地域再生・都市再生を推進する観点を踏まえた重点化を進める。…(以下、略)

## 7. 国土交通省政策評価基本計画に基づく政策目標毎の予算

区 分	
<b>○暮らし</b>	
目標2	バリアフリー社会の実現
目標3	子育てしやすい社会の実現
目標4	住環境、都市生活の質の向上
目標5	アメニティ豊かな生活環境の形成
目標6	良質で安全な水の安定した利用の確保
<b>○安全</b>	
目標7	水害等による被害の軽減
目標8	地震・火災による被害の軽減
<b>○環境</b>	
目標14	良好な自然環境の保全・再生・創出
目標15	良好な水環境への改善
目標16	循環型社会の形成
<b>○活力</b>	
目標22	地域間交流・観光交流等内外交流の推進
<b>○共通の政策課題</b>	
目標27	IT革命の推進
	小 計
<b>○共通の経費等</b>	
	合 計

(注) 1. 本表には、道路関係社会資本、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業、  
2. 本表は、河川局関連の目標のみを抜粋したものである。

### 《関連するアウトカム指標》

#### ○暮らし

- 目標3 ・自然体験活動拠点数
- 目標4 ・都市空間形成河川整備率
- 目標5 ・人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長  
・都市域における水と緑の公的空間確保量
- 目標6 ・河川の流量不足解消指数  
・河川における汚濁負荷削減率

#### ○安全

- 目標7 ・洪水による氾濫から守られる区域の割合  
・床上浸水を緊急に解消すべき戸数  
・流下能力不足橋梁数  
・ハザードマップ認知率  
・土砂災害から保全される戸数  
・土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数<sup>※</sup>  
・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
- 目標8 ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

※: 社会資本整備重点計画では災害時要援護者は災害弱者と記載

(単位:百万円)

平成18年度		前年度		倍率	
事業費 (A)	国費 (B)	事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
98,651	63,069	106,060	67,365	0.93	0.94
11,819	6,264	15,023	8,124	0.79	0.77
3,142	1,531	2,479	1,215	1.27	1.26
19,632	12,397	26,230	16,893	0.75	0.73
17,004	10,937	17,780	11,019	0.96	0.99
47,055	31,941	44,548	30,114	1.06	1.06
1,418,584	860,572	1,292,535	768,775	1.10	1.12
1,387,437	842,440	1,259,180	749,822	1.10	1.12
31,147	18,132	33,354	18,953	0.93	0.96
122,113	79,779	116,314	73,541	1.05	1.08
96,522	64,033	98,006	62,254	0.98	1.03
14,162	8,786	7,513	4,465	1.89	1.97
11,429	6,959	10,795	6,821	1.06	1.02
53,799	33,011	58,284	36,826	0.92	0.90
53,799	33,011	58,284	36,826	0.92	0.90
15,090	9,437	13,240	7,796	1.14	1.21
15,090	9,437	13,240	7,796	1.14	1.21
1,708,237	1,045,867	1,586,433	954,302	1.08	1.10
1,528	34,034	1,448	30,048	1.06	1.13
1,709,765	1,079,902	1,587,881	984,351	1.08	1.10

下水道関連特定治水施設整備事業を含んでいる。

### ○環境

- 目標14 ・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合  
 ・失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合

### ○活力

- 目標22 ・地域に開かれたダム、ダム湖活用者数

### ○共通の政策課題

- 目標27 ・公共施設管理用光ファイバー等収容空間ネットワークの延長

## 8. 活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野

(百万円)

重点4分野	事業費	国費
①人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT	23,844	15,368
②個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	1,117,913	681,862
③公平で安心な高齢化社会・少子化対策	42,872	25,549
④循環型社会の構築・地球環境問題への対応	263,877	169,372
合計	1,448,506	892,151
重点4分野シェア : H17 82.4% ⇒ H18 82.6%		

9. 直轄・補助別事業費・国費総括表

区 分		平成18年度	
		事業費 (A)	国費 (B)
国土基盤河川	直轄	765,734	545,542
地域河川	補助	( 443,655 ) 397,760	( 236,835 ) 212,288
砂防	補助	( 253,324 ) 252,740	( 163,614 ) 163,297
	直轄	108,899	79,492
急傾斜地崩壊対策	補助	( 144,425 ) 143,841	( 84,122 ) 83,805
	直轄	( 47,473 ) 47,351	( 23,999 ) 23,938
総合流域防災	直轄	43	43
	補助	( 47,430 ) 47,308	( 23,956 ) 23,895
海岸	補助	( 151,881 ) 149,551	( 77,778 ) 76,485
	直轄	42,040	28,271
機械	直轄	12,024	12,024
	補助	30,016	16,247
(独)土木研究所	直轄	4,130	2,335
	直轄	1,528	1,528
小 計		( 1,709,765 ) 1,660,834	( 1,079,902 ) 1,053,684
直轄		892,358	640,964
補助		( 817,407 ) 768,476	( 438,938 ) 412,720

- (注) 1. 国費は一般会計ベースである(剰余金等を含まない)。前年度国費の[ ]書きは前年度剰余金等を含む。  
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403百万円、前年度49,076百万円)国費  
3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。  
5. 「国土基盤河川」の事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度6,993百万円がある。

(単位:百万円)

前 年 度		倍 率	
事 業 費	国 費	事業費	国 費
( C )	( D )	( A / C )	( B / D )
709,320	[ 504,537 ] 495,804	1.08	[ 1.08 ] 1.10
( 409,911 ) 367,866	( 217,581 ) 195,364	( 1.08 ) 1.08	( 1.09 ) 1.09
( 232,433 ) 231,835	[ 148,508 ] ( 147,118 ) 146,801	( 1.09 ) 1.09	[ 1.10 ] ( 1.11 ) 1.11
90,788	[ 66,483 ] 64,776	1.20	[ 1.20 ] 1.23
( 141,645 ) 141,047	( 82,342 ) 82,025	( 1.02 ) 1.02	( 1.02 ) 1.02
( 44,741 ) 44,619	( 22,621 ) 22,560	( 1.06 ) 1.06	( 1.06 ) 1.06
43	43	1.00	1.00
( 44,698 ) 44,576	( 22,578 ) 22,517	( 1.06 ) 1.06	( 1.06 ) 1.06
( 149,085 ) 146,755	( 72,928 ) 71,763	( 1.02 ) 1.02	( 1.07 ) 1.07
39,181	25,818	1.07	1.10
10,256	10,256	1.17	1.17
28,925	15,562	1.04	1.04
1,762	1,033	2.34	2.26
1,448	1,448	1.06	1.06
( 1,587,881 ) 1,542,786	[ 971,031 ] ( 984,351 ) 960,591	( 1.08 ) 1.08	[ 1.09 ] ( 1.10 ) 1.10
813,617	[ 583,800 ] 573,360	1.10	[ 1.10 ] 1.12
( 774,264 ) 729,169	( 410,991 ) 387,231	( 1.06 ) 1.05	( 1.07 ) 1.07

(平成18年度26,600百万円、前年度26,600百万円)を含んだ額である。

「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。



区 分		平成18年度	
		事業費 (A)	国費 (B)
(再掲)			
治山治水		1,592,591	1,015,599
	直轄	830,173	605,501
	補助	762,418	410,098
治水		1,476,195	950,401
	直轄	818,106	593,434
	補助	658,089	356,967
海岸		42,040	28,271
	直轄	12,024	12,024
	補助	30,016	16,247
急傾斜地崩壊対策等		74,356	36,927
	直轄	43	43
	補助	74,313	36,884
都市水環境整備事業		68,243	38,085
	直轄	62,185	35,463
	補助	6,058	2,622
特定治水施設等整備事業		48,931	26,218
住宅地盤特定治水施設等整備事業	補助	13,166	7,367
下水道関連特定治水施設整備事業	補助	35,765	18,851
計		1,709,765	1,079,902
	直轄	892,358	640,964
	補助	817,407	438,938
災害復旧関係事業		64,561	51,263
	直轄	16,656	16,656
	補助	47,905	34,607
災害復旧		45,444	37,497
	直轄	14,956	14,956
	補助	30,488	22,541
災害関連		19,117	13,766
	直轄	1,700	1,700
	補助	17,417	12,066
合計		1,774,326	1,131,165
	直轄	909,014	657,620
	補助	865,312	473,545

- (注) 1. 国費は一般会計ベースである(剰余金等を含まない)。前年度国費の[ ]書きは前年度剰余金等を含む。  
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403百万円、前年度49,076百万円)国費  
3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。  
5. 「国土基盤河川」の事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度6,993百万円がある。

(単位：百万円)

前年度		倍率	
事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)
1,482,930	927,474	1.07	1.10
759,964	542,989	1.09	1.12
722,966	384,485	1.05	1.07
1,372,995	866,268	1.08	1.10
749,665	532,690	1.09	1.11
623,330	333,578	1.06	1.07
39,181	25,818	1.07	1.10
10,256	10,256	1.17	1.17
28,925	15,562	1.04	1.04
70,754	35,388	1.05	1.04
43	43	1.00	1.00
70,711	35,345	1.05	1.04
59,856	33,117	1.14	1.15
53,653	30,371	1.16	1.17
6,203	2,746	0.98	0.95
45,095	23,760	1.09	1.10
13,110	7,367	1.00	1.00
31,985	16,393	1.12	1.15
1,587,881	984,351	1.08	1.10
813,617	573,360	1.10	1.12
774,264	410,991	1.06	1.07
61,490	49,847	1.05	1.03
19,531	19,531	0.85	0.85
41,959	30,316	1.14	1.14
45,795	38,692	0.99	0.97
17,831	17,831	0.84	0.84
27,964	20,861	1.09	1.08
15,695	11,155	1.22	1.23
1,700	1,700	1.00	1.00
13,995	9,455	1.24	1.28
1,649,371	1,034,198	1.08	1.09
833,148	592,891	1.09	1.11
816,223	441,307	1.06	1.07

(平成18年度26,600百万円、前年度26,600百万円)を含んだ額である。

「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。

河川局関係施策の詳しい内容やリアルタイムの河川情報については、以下のホームページでご覧になれます。

< 河川局ホームページ >

<http://www.mlit.go.jp/river/>

< 川の防災情報 > ( 全国のリアルタイム雨量・水位などの情報を提供 )

<http://www.river.go.jp>

<http://i.river.go.jp>(携帯電話)